



市 章

大津市公報

令和7年4月1日
号外(第22号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

33	大津市行政組織規則の一部を改正する規則	2
34	大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部を改正する規則	14
35	大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則	14
36	大津市総合計画策定本部設置規則の一部を改正する規則	14
37	大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則	14
38	大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則	15
39	大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則	15
40	大津市障害者雇用促進本部設置規則の一部を改正する規則	15
41	大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則	15
42	大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則	16
43	大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則	16
44	大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則	17
45	大津市公印規則の一部を改正する規則	17
46	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	19
47	大津市職員任用規則の一部を改正する規則	20
48	大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	21
49	大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則	22
50	大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	22
51	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	23
52	大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	40
53	大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	41
54	大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	48
55	大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	49
56	大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	49
57	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則	50
58	大津市財務規則の一部を改正する規則	55
59	大津市契約規則の一部を改正する規則	56
60	大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	57
61	大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	57
62	大津市福祉事務所処務規則の一部を改正する規則	57
63	大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	58
64	大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	58
65	大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	63

○ 訓 令

2	大津市事務決裁規程の一部改正	63
3	大津市不動産評価委員会規程の一部改正	72
4	大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正	72
5	大津市土地利用問題協議会規程の一部改正	72

○ 告 示

109	公印の新調、廃止及び改刻について	73
110	平成13年告示第140号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について)の一部改正	76
111	平成20年告示第138号(要保護児童対策地域協議会の設置について)の一部改正	76

○ 規 則 教 育 委 員 会 規 則

1	大津市立幼稚園再編等検討委員会規則	77
---	-------------------	----

○ 会 計 管 理 者 訓 令

- 1 大津市会計管理者事務専決規程の一部改正……………77

○ 福 祉 事 務 所 訓 令

- 1 大津市福祉事務所事務決裁規程の一部改正……………78

○ 教 育 委 員 会 規 則

- 2 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………80
3 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………80
4 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則……………87

○ 教 育 委 員 会 訓 令

- 1 教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正……………87

○ 教 育 委 員 会 告 示

- 1 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正……………88
2 平成26年教育委員会告示第1号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正……………88

○ 教 育 委 員 会 教 育 長 告 示

- 1 公印の廃止について……………88

規

則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第33号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「福祉部」を「健康福祉部」に、「障害福祉課 管理係 事業所指定係 認定審査係 障害福

「 子ども・若者政策課

幼保支援課 管理支

保育幼稚園課 利用

子ども家庭課 管理

子ども・子育て安心

児童クラブ課

健康保険部

長寿政策課 高齢企

長寿施設課 施設管

介護保険課 認定審

保険年金課 管理賦

「介護・福祉施設課 施設管理係 施設整備係

祉係」を 長寿福祉課 高齢企画係 高齢福祉係 地域包括係 介護予防係 に、

障害福祉課 障害企画係 認定審査係 障害福祉係 サービス支給係」

政策係 施設係 青少年係

援係 発達相談係 保育係 幼児教育係

者支援係 認可・給付係

給付係 家庭福祉係

課

「 介護保険課 認定審査係 給付係 賦

保険年金課 管理賦課係 資格給付係

こども未来部

こども・若者政策課 こども青少年係

幼保支援課 管理支援係 保育係 幼

を 保育入所課 入所係 給付係

子育て支援給付課 管理給付係 家庭

児童クラブ課 管理係 保育係

こどもの育ち支援課

こども・子育て安心課

母子保健課 管理助成係 乳幼児保健

画係 高齢福祉係

理係 施設整備係 事業所係

査係 給付係 賦課収納係

課係 資格給付係 収納係 医療助成係 年金係 高齢者医療係」

課収納係

収納係 医療助成係 年金係 高齢者医療係

政策推進係 施設係
児教育係

に、「農業係 林業・水産係」を「農政・水産係 農業振興係
福祉係

係 母子保健係

林業係」に改め、「盛土規制係」を削り、「河川係」を「維持第3係 街路樹係 河川係」に改め、同条第2
項の表福祉部の項を次のように改める。

こども未来部	こども総合支援局	こどもの育ち支援課 こども・子育て安心課 母子保健課
--------	----------	----------------------------------

第2条第3項中「健康保険部」を「健康福祉部」に、「健康推進課 管理係 健康支援係 がん対策推進係
母子保健課 管理助成係 乳幼児保健係 母子保健係」
「企画調整課
を「健康推進課 管理係 健康支援係 がん対策推進係」に改め、同条第4項中「情報政策課」を 多文化共
情報政策課

「介護・福祉施設課
「長寿政策課 介護・福祉人材確保対策室
生・国際室 に、 地域包括ケア推進室 を 長寿福祉課 に改め、同条第5項中「長寿
長寿施設課 認知症施策推進室
介護人材確保対策室」 こども・子育て安心課
こども家庭支援室
「健康保険部保健所所属
政策課」を「長寿福祉課」に改め、同条第8項中 子ども発達相談センター を「人権・男女共同参画課所属」
人権・男女共同参画課所属」

「北部子ども療育センター 「保険年金課所属 「こど
に、 東部子ども療育センター を 国民健康保険診療所 に、 「保険年金課所属 こ
子ども・若者政策課所属 こども・若者政策課所属 国民健康保健診療所」 を 北
子育て総合支援センター」 子育てひろばゆめっこ」 や
東

ものの育ち支援課所属
ども発達相談センター
部こども療育センター に改める。
まびここども療育センター
部こども療育センター」

第2条の2第1項中「子ども・子育て安心課」を「こどもの育ち支援課、こども・子育て安心課」に改め、同
条第2項中「、MICE推進室」を削り、同条第3項中「子育て総合支援センター」を「子育てひろばゆめっこ」
に改める。

第3条第1項政策調整部の表企画調整課の項第22号中「課」の次に「及び多文化共生・国際室」を加え、同条
第1項市民部自治協働課自治振興係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号
とし、第9号を第7号とし、同課施設管理係の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り
下げ、同係の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 普通財産（自治会集会所施設に限る。）の寄附採納、貸付け及び管理に関すること。

第3条第1項市民部の表自治協働課施設管理係の項に次の3号を加える。

(6) 木戸交流センターの指定管理者による管理に関すること。

(7) 支所との連絡調整に関すること。

(8) 支所の一般庶務に関すること。

第3条第1項市民部の表自治協働課市民協働係の項第8号及び第9号を削り、同条第1項福祉部の表中「福祉
部」を「健康福祉部」に改め、同部の表福祉政策課福祉政策係の項第6号中「適用業務」を「適用を受けた災害
に係る業務」に改め、同係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上

げ、同部の表福祉指導監査課の項中第12号を第16号とし、第11号を第15号とし、第10号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 有料老人ホームの届出に関すること。

第3条第1項健康福祉部の表福祉指導監査課の項中第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関すること。

第3条第1項健康福祉部の表福祉指導監査課の項第8号の次に次の2号を加える。

(9) 指定居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護老人福祉施設の指定等に関すること。

(10) 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関すること。

第3条第1項健康福祉部の表福祉指導監査課の項の次に次のように加える。

介護・福祉施設課	施設管理係	(1) 老人憩の家の管理に関すること。 (2) 老人健康広場の管理に関すること。 (3) 軽費老人ホーム事務費運営補助に関すること。 (4) 社会福祉法人大津市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。 (5) 老人福祉センター、市立デイサービスセンター及び障害者福祉センターの指定管理者による管理に関すること。 (6) 課及び介護・福祉人材確保対策室の一般庶務に関すること。
	施設整備係	(1) 民間の介護保険施設等の整備に関すること。 (2) 介護保険施設等の整備等に係る補助に関すること。 (3) 大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会に関すること。 (4) 老人福祉施設の認可及び届出に関すること。 (5) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）第11条第2項の規定による特定施設の新築等をする者との協議に関すること。
長寿福祉課	高齢企画係	(1) 高齢者の支援に係る企画及びその推進に関すること。 (2) 大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関すること。 (3) 高齢者福祉計画に関すること。 (4) 老人クラブ、シルバー人材センター等福祉団体の育成に関すること。 (5) 敬老祝記念品に関すること。 (6) 災害時要支援者対策に関すること。 (7) 福祉有償運送に関すること。 (8) 課及び認知症施策推進室の一般庶務に関すること。
	高齢福祉係	(1) 高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。 (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による措置及び負担金の徴収に関すること。 (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域支援事業（紙おむつサービス及び配食サービスに関するものに限る。）に関すること。
	地域包括係	(1) 地域包括ケアシステムに関すること。 (2) 地域包括支援センターの管理運営に関すること。 (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関すること。 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護及び通所介護に関するものに限る。）に関すること。 (5) 介護保険法に基づく地域支援事業（紙おむつサービス及び配食サービスに関するものを除く。）その他高齢者の福祉に資する事業に関すること。
	介護予防係	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護及び通所介護に関するものを除く。）に関すること。 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストに関

すること。

- (3) 高齢者の健康及び生きがい事業の推進に關すること。
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に關すること。

第3条第1項健康福祉部の表障害福祉課管理係の項中「管理係」を「障害企画係」に改め、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害児及び障害者に係る措置（以下障害福祉課の項において「措置」という。）の負担金の徴収に關すること。
- (9) やまびこ総合支援センターとの連絡調整に關すること。

第3条第1項健康福祉部の表障害福祉課事業所指定係の項を削り、同課障害福祉係の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同係の項の次に次のように加える。

- | | |
|---------|--|
| サービス支給係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付に係る支給に關すること。 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の利用決定に關すること。 |
|---------|--|

第3条第1項健康福祉部の表子ども・若者政策課の項及び幼保支援課の項を次のように改める。

介護保険課	認定審査係	(1) 要介護認定に關すること。 (2) 訪問調査及び主治医意見書に關すること。 (3) 介護認定審査会の運営に關すること。 (4) 訪問調査員の指導及び育成に關すること。 (5) 介護保険被保険者証の交付に關すること。 (6) 受給資格証明書に關すること。 (7) 介護保険事業等の運営の状況等の公表に關すること。 (8) 公印の保管に關すること。 (9) 課の一般庶務に關すること。
	給付係	(1) 介護保険事業計画に關すること。 (2) 介護給付費の適正化に關すること。 (3) 介護保険の給付に關すること。 (4) 介護保険被保険者証の交付に關すること。 (5) 介護サービス諸費の審査及び支払に關すること。 (6) 高額介護サービス費の貸付に關すること。 (7) 第三者行為による保険給付及び損害賠償に關すること。 (8) 介護保険の事業報告及び統計に關すること。 (9) 利用者負担の軽減に關すること。 (10) 介護保険事業特別会計予算の編成及び執行に關すること。
	賦課収納係	(1) 介護保険料の賦課及び調定に關すること。 (2) 介護保険料の決定・変更通知書及び納付書の発行に關すること。 (3) 介護保険料の収納に關すること。 (4) 介護保険料徴収業務の収納課への移管に關すること。 (5) 介護保険被保険者の資格に關すること。 (6) 介護保険被保険者証の交付に關すること。 (7) 資格者証に關すること。
保険年金課	管理賦課係	(1) 国民健康保険事業特別会計予算の編成及び執行に關すること。 (2) 国民健康保険の趣旨の普及に關すること。 (3) 国民健康保険事業の運営に關する協議会に關すること。 (4) 大津市国民健康保険診療所に關すること。 (5) 国民健康保険料の賦課及び調整に關すること。 (6) 国民健康保険料決定通知書、変更通知書及び納付書の発行に關すること。

		(7) 公印の保管に関すること。 (8) 課の一般庶務に関すること。
	資格給付係	(1) 国民健康保険の給付に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。 (3) 国民健康保険の資格確認書及び資格情報通知書の交付及び更新に関すること。 (4) 療養諸費の審査、支払等に関すること。 (5) 国民健康保険の医療費の適正化に関すること。 (6) 国民健康保険高額療養費の貸付に関すること。 (7) 第三者行為による保険給付及び損害賠償に関すること。 (8) 国民健康保険の事業報告及び統計に関すること。
	収納係	(1) 国民健康保険料の徴収に関すること。 (2) 国民健康保険料の還付金に関すること。 (3) 国民健康保険料の督促及び滞納整理に関すること。 (4) 国民健康保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。 (5) 諸証明の発行に関すること。
	医療助成係	(1) 福祉医療費の助成に関すること。 (2) 福祉医療費の助成対象者の資格に関すること。 (3) 老人福祉医療費受給券及び福祉医療費受給券の交付及び更新に関すること。 (4) 福祉医療費の審査、支払等に関すること。 (5) 保険者及び医療機関との連絡調整に関すること。 (6) 福祉医療費受給者の高額療養費返還請求に関すること。 (7) 福祉医療費助成の事業報告及び統計に関すること。
	年金係	(1) 国民年金被保険者の資格管理に関すること。 (2) 国民年金諸届の受理及び報告に関すること。 (3) 国民年金の給付に係る事務に関すること。 (4) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関すること。 (5) 国民年金の趣旨の普及に関すること。 (6) その他国民年金に関すること。 (7) 在日外国人老齢福祉金及び在日外国人障害福祉金の給付に関すること。
	高齢者医療係	(1) 後期高齢者医療制度の被保険者の資格に係る申請の受付に関すること。 (2) 後期高齢者医療資格確認書及び後期高齢者医療特定疾病療養受療証の引渡し及び返還の受付に関すること。 (3) 後期高齢者医療保険料の徴収及び還付に関すること。 (4) 後期高齢者医療保険料の督促及び滞納整理に関すること。 (5) 滋賀県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。 (6) 後期高齢者医療制度の啓発に関すること。 (7) 後期高齢者医療の保健事業及び医療費の適正化に係る連絡調整に関すること。 (8) 後期高齢者医療の事業報告及び調査統計に関すること。 (9) 後期高齢者医療事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。 (10) 後期高齢者医療保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。

第3条第1項健康福祉部の表保育幼稚園課の項から児童クラブ課の項までを削り、同条第1項健康保険部の表を次のように改める。

こども未来部

こども・若者政策課	こども青少年係	(1) 子ども・子育て支援に係る施策（他課の分掌事務に属するものを除く。次号において同じ。）の調査及び統計に関すること。
-----------	---------	--

		(2) その他子ども・子育て支援に係る施策に関すること。 (3) 青少年施策の総合企画及び推進に関すること。 (4) 青少年施策の調査及び研究に関すること。 (5) 青少年対策本部に関すること。 (6) 青少年施策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (7) その他青少年施策について必要な事項に関すること。 (8) 大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会に関すること。 (9) 子育てひろばゆめっこ及び児童館との連絡調整に関すること。 (10) 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。 (11) 公印の保管に関すること。 (12) 課及び児童館の一般庶務に関すること。
	政策推進係	(1) 子ども・子育て支援に係る施策の総合企画及び総合調整に関すること。 (2) 市立認定こども園の設置に係る企画及び調整に関すること。 (3) 大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。 (4) 子ども・子育て支援に係る施策（他課の分掌事務に属するものを除く。）に関する関係機関等との連絡調整に関すること。 (5) 市立幼稚園の在り方の検討に関すること。
	施設係	(1) 市立保育所、市立認定こども園、市立幼稚園及び児童館の施設整備及び施設管理に関すること。 (2) 教育・保育施設の防災対策に関すること。
幼保支援課	管理支援係	(1) 市立幼稚園及び市立保育所の予算管理及び経理に関すること。 (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する乳幼児の保健衛生指導に関すること。 (3) 家庭的保育事業等の指導監査に関すること。 (4) 特定教育・保育施設における障害児保育及び特別支援教育に関すること。 (5) 課の一般庶務に関すること。
	保育係	(1) 市立保育所及び市立認定こども園の運営に関すること。 (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者との連絡調整に関すること。 (3) 市立保育所及び市立認定こども園の職員の配置計画に関すること。 (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の給食栄養指導に関すること。 (5) 指定保育士養成施設に関すること。 (6) 特定地域型保育事業における適切な処遇の確保に関すること。 (7) 保育の質の向上に向けた研修に関すること。 (8) 市立保育所及び市立認定こども園の職員の保育指導に関すること。 (9) 幼保共通カリキュラムに関すること。
	幼児教育係	(1) 市立認定こども園及び市立幼稚園の運営に関すること。 (2) 市立認定こども園及び市立幼稚園の職員の配置計画に関すること。 (3) 市立認定こども園及び市立幼稚園の職員の研修に関すること。 (4) 市立認定こども園及び市立幼稚園の職員の教育指導に関すること。 (5) 市立認定こども園及び市立幼稚園を利用する幼児の特別支援教育相談に関すること。 (6) 特定教育・保育施設を利用する障害児又は発達上支援が必要な子どもの就園就学指導に関すること。 (7) 幼保共通カリキュラムに関すること。
保育入所課	入所係	(1) 保育施設等の利用の調整及び要請に関すること。 (2) 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付

		の支給認定に関すること。 (3) 利用者負担額の決定に関すること。 (4) 保育所、市立認定こども園及び市立幼稚園の保育料等の収納に関すること。 (5) 保育所及び市立認定こども園の保育料の徴収業務の収納課への移管に関すること。 (6) 市立認定こども園及び市立幼稚園における幼児の入園、転園及び退園に関すること。
	給付係	(1) 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に関すること。 (2) 特定保育所への委託費の支払に関すること。 (3) 病児保育事業に関すること。 (4) 民間教育・保育施設に対する運営助成等に関すること。 (5) 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置並びに家庭的保育事業等の認可に関すること。 (6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。 (7) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。 (8) 認可外保育施設に関すること。 (9) 課の一般庶務に関すること。
子育て支援給付課	管理給付係	(1) 児童手当の認定及び支給事務に関すること。 (2) 妊婦のための支援給付に関すること。 (3) 課の一般庶務に関すること。
	家庭福祉係	(1) 母子及び父子福祉事業の企画及び調整に関すること。 (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による相談に関すること。 (3) 寡婦福祉施設の管理運営に関すること。 (4) 母と子の家しらゆりの指定管理者による管理に関すること。 (5) 母子家庭、父子家庭及び寡婦の日常生活支援に関すること。 (6) 児童扶養手当の認定及び支給に関すること。 (7) 母子、父子等に対する各種手当等の支給に関すること。 (8) 母子父子寡婦福祉資金に関すること。 (9) 女性相談に関すること。 (10) 児童福祉法に基づく母子生活支援施設における保護の実施及び費用の徴収に関すること。 (11) 母子生活支援施設との連絡調整に関すること。 (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に関すること。 (13) 母子家庭等自立支援給付金事業に関すること。 (14) 母子家庭等就業・自立支援センター事業に関すること。 (15) その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。
児童クラブ課	管理係	(1) 放課後児童健全育成事業の企画及び調整に関すること。 (2) 児童クラブへの通所の登録及び費用の徴収に関すること。 (3) 児童クラブの管理運営に関すること。 (4) 民間の児童クラブに対する運営助成等に関すること。 (5) 児童クラブの施設の管理に関すること。 (6) 課の一般庶務に関すること。
	保育係	(1) 支援員等の研修及び保育指導に関すること。 (2) 児童クラブへの通所児童の保健衛生指導に関すること。
こどもの育ち支援課		(1) 子どもの発達支援に係る施策の総括に関すること。 (2) 子どもの発達支援に係る施策の企画立案に関すること。

		(3) 特定教育・保育施設を利用する障害児又は発達上支援が必要な子どもの発達相談に関すること。 (4) 障害を有する子ども及び障害を有するおそれがある子どもの発達上の支援に係る調整に関すること。 (5) こども発達相談センター、北部こども療育センター、やまびここども療育センター及び東部こども療育センターとの連絡調整に関すること。 (6) こども総合支援局内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。 (7) 課の一般庶務に関すること。
こども・子育て安心課		(1) 家庭児童の相談に関すること。 (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に関すること。 (3) 要保護児童対策地域協議会に関すること。 (4) 子どもの居場所づくり事業（児童福祉法に規定する要支援児童又は要保護児童等を対象とするものに限る。）に関すること。 (5) 児童福祉法に基づく助産施設における助産の実施及び費用の徴収に関すること。 (6) 子育て短期支援事業に関すること。 (7) 里親制度に関すること。 (8) 課の一般庶務に関すること。
母子保健課	管理助成係	(1) 母子保健に係る施策の調整に関すること。 (2) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に係る医療費の支給及び指定医療機関等の指定に関すること。 (3) 課の一般庶務に関すること。
	乳幼児保健係	(1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。 (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）の実施に関すること。 (3) 乳幼児の健康教育及び健康相談に関すること。
	母子保健係	(1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。 (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）の実施に関すること。 (3) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に関すること（管理助成係の分掌事務に属するものを除く。）。

第3条第1項産業観光部の表農林水産課農業係の項中「農業係」を「農政・水産係」に改め、同係の項第1号中「農業振興地域の整備」を「多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払」に改め、同係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同係の項第7号中「農業団体」を「地域農業再生協議会及び農業団体」に改め、同号を同係の項第5号とし、同係の項中第8号及び第9号を削り、第10号を第6号とし、第11号を削り、第12号を第7号とし、同系の次に次の3号を加える。

- (8) 漁業の振興に関すること。
- (9) 漁業災害に関すること。
- (10) 漁港等の管理運営に関すること。

第3条第1項産業観光部の表農林水産課農政・水産係の項中第13号を第11号とし、第14号及び第15号を削り、第16号を第12号とし、同係の項の次に次のように加える。

農業振興係	(1) 農産振興に関すること。 (2) 農業振興地域の整備に関すること。 (3) 園芸振興に関すること。 (4) 農業経営基盤の強化に関すること。 (5) 農林漁業融資資金に関すること。
-------	---

第3条第1項産業観光部の表農林水産課林業・水産係の項中「林業・水産係」を「林業係」に改め、第10号から第12号までを削り、第13号を第10号とし、同条第1項都市計画部の表都市魅力創造課市街地整備係の項に次の1号を加える。

(7) 大津駅南口ホールの管理に関する事。

第3条第1項都市計画部の表都市魅力創造課にぎわい創出係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同部の表公園緑地課企画係の項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 自然環境の保全と増進に係る総合企画及び調整に関する事。

(4) 公益財団法人大津市公園緑地協会との連絡調整に関する事。

第3条第1項都市計画部の表公園緑地課管理第1係の項第1号中「都市公園」の次に「(近江神宮外苑公園及び柳が崎湖畔公園を除く。第3号において同じ。)」を加え、同係の項第5号及び第6号を削り、同課管理第2係の項中第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 都市公園(近江神宮外苑公園及び柳が崎湖畔公園に限る。次号において同じ。)の管理運営に関する事。

(3) 都市公園の指定管理者による管理に関する事。

第3条第1項都市計画部の表開発調整課指導係の項第1号中「開発行為」の次に「及び宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく工事」を加え、同課審査係の項第1号中「開発行為」の次に「及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事」を加え、同課盛土規制係の項を削り、同部の表建築指導課管理係の項第4号中「計画通知書及び確認通知書」を「確認済証、検査済証等」に改め、同課指導係の項第1号中「承認(仮使用承認)」を「(仮使用の認定)」に改め、同課設備審査係の項第4号中「審査」の次に「及び検査」を加え、同条第1項建設部の表建設監理課の項第2号中「建設情報の標準化及び電子納品」を「公共工事の設計、積算及び施工に係る技術」に改め、同課の項第3号中「建設監理」を「技術職員の支援及び研修」に改め、同課の項第5号中「管理」を「保全及び管理」に改め、同課の項第11号中「国土交通省所管建設事業等実績調査」を「公共工事の品質確保に係る国及び県との連絡調整」に改め、同課の項第12号中「滋賀県建設業協会」を「滋賀県建設業協会等」に改め、同部の表道路・河川管理課維持第1係の項第1号から第4号までの規定中「逢坂学区以南」を「下阪本学区以北」に改め、同係の項第5号から第7号までを削り、同課維持第2係の項第1号から第4号までの規定中「長等学区以北」を「唐崎学区以南から晴嵐学区以北まで」に改め、同係の項第5号から第7号までを削り、同係の項の次に次のように加える。

維持第3係	(1) 市道及び法定外道路(石山学区以南のものに限る。)の維持補修に関する事。 (2) 市道及び法定外道路(石山学区以南のものに限る。)に係る災害復旧工事に関する事。 (3) 交通安全施設(石山学区以南のものに限る。)の工事に関する事。 (4) 公共交通機関に係る施設(石山学区以南のものに限る。)の維持管理に関する事。
街路樹係	(1) 街路樹の維持管理に関する事。 (2) 街路樹の整備に関する事。 (3) 緑地台帳に関する事。

第3条第1項建設部の表路政課審査係の項第1号中「、準用河川」及び「並びに不正使用」を削り、同係の項第2号中「、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく準用河川の管理者以外の者が行う工事」を削り、同係の項第3号中「、準用河川」を削り、同係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを削り、同課用地係の項に次の1号を加える。

(8) 法定外道路及び普通河川等の特定図の整備保管に関する事。

第3条第1項建設部の表路政課路政係の項第3号中「法定外道路、準用河川及び普通河川等の台帳並びに特定図」を「準用河川台帳」に改め、同係の項中第6号を第12号とし、第5号を第11号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の5号を加える。

(6) 河川法(昭和39年法律第167号)に基づく準用河川の占用等の許可及び不正使用の排除のための査察指導に関する事。

(7) 準用河川の管理者以外の者が行う工事の承認及び工事施行状況の監視に関する事。

(8) 一級河川に係る河川法に基づく占用等の許可に関する申請の受付及び経由事務に関する事。

(9) 道路法第47条の2の規定による特殊車両通行許可に関する事。

(10) 大津市港湾の管理に関する条例に基づく港湾の使用の許可等に関する事。

第3条第1項建設部の表路政課路政係の項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第32条の規定による協議及び同法第36条の規定による完了検査に関すること。

第3条第1項建設部の表路政課境界地籍係の項第2号中「地籍調査」を「国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査」に改め、同条第2項の表保健予防課管理係の項第2号中「難病関係団体の支援」を「B型肝炎及びC型肝炎に係る医療費の公費負担」に改め、同係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同課精神・難病支援係の項第1号中「地域精神保健福祉活動」を「精神保健福祉活動」に改め、同係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表母子保健課の項を削り、同条第3項の表定額減税調整給付金室の項の次に次のように加える。

多文化共生・国際室	(1) 多文化共生の推進に関すること。 (2) 国際交流の促進に関すること。 (3) 姉妹都市又は友好都市との調整及び渉外に関すること。 (4) 公益財団法人大津市国際親善協会との連絡調整に関すること。
-----------	--

第3条第3項の表DX推進室の項第1号中「デジタルイノベーション戦略」を「DX戦略」に改め、同表地域包括ケア推進室の項を削り、同表介護人材確保対策室の項中「介護人材確保対策室」を「介護・福祉人材確保対策室」に改め、同室の項第1号中「介護人材」の次に「及び福祉人材（障害福祉に関するものに限る。）」を加え、同室の項の次に次のように加える。

認知症施策推進室	(1) 認知症施策に関すること。
こども家庭支援室	(1) 母子保健及び児童福祉の包括的支援の実施に関すること。 (2) 室の一般庶務に関すること。

第3条第3項の表MICE推進室の項第3号から第7号までを削り、同条第4項の表南地域包括支援センターの項第1号中「、南郷、大石及び田上」を「及び南郷」に改め、同センターの項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 大石及び田上地域における高齢者虐待の防止に関すること（虐待への初期対応を除く。）。

第3条第4項の表瀬田地域包括支援センターの項第1号中「上田上、青山、」を削り、同センターの項第5号中「瀬田北」を「上田上、青山、瀬田北」に改め、同表動物愛護センターの項第2号中「第1種動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

（大津市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

第2条 大津市国民健康保険条例施行規則（昭和37年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「健康保険部保険年金課」を「健康福祉部保険年金課」に改める。

様式第9号中「健康保険部保険年金課長」を「健康福祉部保険年金課長」に改める。

（大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部改正）

第3条 大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則（平成元年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康保険部保険年金課」を「健康福祉部保険年金課」に改める。

第17条第1項中「健康保険部長」を「健康福祉部長」に改める。

（大津市総合保健センターの管理運営に関する規則等の一部改正）

第4条 次に掲げる規則の規定中「健康保険部保健所健康推進課」を「健康福祉部保健所健康推進課」に改める。

(1) 大津市総合保健センターの管理運営に関する規則（平成元年規則第36号）第8条第2項

(2) 大津市肺がん結核検診協議会規則（平成24年規則第137号）第7条

(3) 大津市消化器がん検診協議会規則（平成24年規則第138号）第8条

(4) 大津市歯科保健推進協議会規則（平成24年規則第139号）第7条

(5) 大津市がん対策推進委員会規則（平成28年規則第50号）第5条

(6) 大津市胃がん検診協議会規則（平成29年規則第115号）第7条

（大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部改正）

第5条 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則（平成10年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第7号中「大津市子育て総合支援センター」を「大津市子育てひろばゆめっこ」に改め、同項

第10号中「大津市子ども発達相談センター」を「大津市こども発達相談センター」に改める。

（道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部改正）

第6条 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則（平成10年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第7号中「大津市子育て総合支援センター」を「大津市子育てひろばゆめっこ」に改め、同項第10号中「大津市子ども発達相談センター」を「大津市こども発達相談センター」に改める。

（大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部改正）

第7条 大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則（平成10年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第10号中「大津市子育て総合支援センター条例」を「大津市子育てひろばゆめっこ条例」に、「子育て総合支援センター所長」を「子育てひろばゆめっこ所長」に改める。

（大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正）

第8条 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第13号中「健康保険部長寿施設課」を「健康福祉部介護・福祉施設課」に改める。

（大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則の一部改正）

第9条 大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則（平成18年規則第53号）の一部を次のように改正する。

題名中「大津市子育て総合支援センター」を「大津市子育てひろばゆめっこ」に改める。

第1条中「大津市子育て総合支援センター条例」を「大津市子育てひろばゆめっこ条例」に、「大津市子育て総合支援センター（以下「センター」を「大津市子育てひろばゆめっこ（以下「ゆめっこ」に改める。

第2条から第4条までの規定中「センター」を「ゆめっこ」に改める。

第9条第1項中「大津市子育て総合支援センター会議室等使用許可申請書」を「大津市子育てひろばゆめっこ会議室等使用許可申請書」に、「センターの」を「ゆめっこの」に改め、同条第2項中「大津市子育て総合支援センター会議室等使用許可書」を「大津市子育てひろばゆめっこ会議室等使用許可書」に改める。

第11条中「センター」を「ゆめっこ」に改める。

第12条第2項中「大津市子育て総合支援センター会議室等使用料減免申請書」を「大津市子育てひろばゆめっこ会議室等使用料減免申請書」に改める。

第13条第1項第2号中「センター」を「ゆめっこ」に改め、同条第2項中「大津市子育て総合支援センター会議室等使用料還付申請書」を「大津市子育てひろばゆめっこ会議室等使用料還付申請書」に、「大津市子育て総合支援センター会議室等使用許可書」を「大津市子育てひろばゆめっこ会議室等使用許可書」に改める。

様式第1号から様式第5号までの規定中「大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則」を「大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則」に改める。

様式第6号中「大津市子育て総合支援センター会議室等使用許可書」を「大津市子育てひろばゆめっこ会議室等使用許可書」に、「大津市子育て総合支援センター所長」を「大津市子育てひろばゆめっこ所長」に、「大津市子育て総合支援センターの」を「大津市子育てひろばゆめっこの」に、「大津市子育て総合支援センター条例」を「大津市子育てひろばゆめっこ条例」に改める。

様式第7号中「大津市子育て総合支援センター会議室等使用許可書」を「大津市子育てひろばゆめっこ会議室等使用許可書」に、「大津市子育て総合支援センターの」を「大津市子育てひろばゆめっこの」に、「大津市子育て総合支援センター所長」を「大津市子育てひろばゆめっこ所長」に改める。

様式第8号中「大津市子育て総合支援センター会議室等使用料減免申請書」を「大津市子育てひろばゆめっこ会議室等使用料減免申請書」に、「大津市子育て総合支援センター所長」を「大津市子育てひろばゆめっこ所長」に、「大津市子育て総合支援センターの」を「大津市子育てひろばゆめっこの」に、「大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則」を「大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則」に改める。

様式第9号中「大津市子育て総合支援センター会議室等使用料還付申請書」を「大津市子育てひろばゆめっこ会議室等使用料還付申請書」に、「大津市子育て総合支援センター所長」を「大津市子育てひろばゆめっこ所長」に、「大津市子育て総合支援センターの」を「大津市子育てひろばゆめっこの」に、「大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則」を「大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則」に改める。

（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び大津市手話施策推進協議会の運営に関する規則の一部改正）

第10条 次に掲げる規則の規定中「福祉部障害福祉課」を「健康福祉部障害福祉課」に改める。

- (1) 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第54号）第8条第2項及び第9条
- (2) 大津市手話施策推進協議会の運営に関する規則（平成30年規則第87号）第4条
（大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部改正）

第11条 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1福祉部の項及び健康保険部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉部次長
こども未来部	こども未来部次長

別表第2福祉部の項及び健康保険部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉部長
こども未来部	こども未来部長

（大津市老人ホーム入所判定委員会規則及び大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部改正）

第12条 次に掲げる規則の規定中「健康保険部長寿政策課」を「健康福祉部長寿福祉課」に改める。

- (1) 大津市老人ホーム入所判定委員会規則（平成24年規則第130号）第8条
- (2) 大津市福祉有償運送運営協議会規則（平成24年規則第131号）第9条
（大津市地域包括支援センター運営協議会規則の一部改正）

第13条 大津市地域包括支援センター運営協議会規則（平成24年規則第132号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康保険部長寿政策課地域包括ケア推進室」を「健康福祉部長寿福祉課」に改める。

（大津市予防接種健康被害調査委員会規則及び大津市予防接種協議会規則の一部改正）

第14条 次に掲げる規則の規定中「健康保険部保健所保健予防課」を「健康福祉部保健所保健予防課」に改める。

- (1) 大津市予防接種健康被害調査委員会規則（平成24年規則第135号）第7条
- (2) 大津市予防接種協議会規則（平成24年規則第136号）第7条
（大津市子ども発達相談センターの管理運営に関する規則の一部改正）

第15条 大津市子ども発達相談センターの管理運営に関する規則（平成26年規則第143号）の一部を次のように改正する。

題名中「大津市子ども発達相談センター」を「大津市こども発達相談センター」に改める。

第1条中「大津市子ども発達相談センター条例」を「大津市こども発達相談センター条例」に、「大津市子ども発達相談センター」を「大津市こども発達相談センター」に改める。

（大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則及び大津市行政改革推進本部設置規則の一部改正）

第16条 次に掲げる規則の規定中「福祉部長、健康保険部長」を「健康福祉部長、こども未来部長」に改める。

- (1) 大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則（平成27年規則第60号）第3条第4項
- (2) 大津市行政改革推進本部設置規則（平成28年規則第65号）第3条第4項
（大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正）

第17条 大津市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「大津市福祉部子ども未来局子ども家庭課」を「大津市こども未来部子育て支援給付課」に改める。

（大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則の一部改正）

第18条 大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則（平成30年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「健康保険部長」を「健康福祉部長」に改める。

第8条中「健康保険部健康推進課」を「健康福祉部保健所健康推進課」に改める。

別表第1福祉部の項及び健康保険部の項を次のように改める。

健康福祉部	保健所長	福祉政策課長
こども未来部	こども未来部長	こども・若者政策課長

（大津市国民健康保険条例施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

第19条 この規則の施行の際現にある附則第2条、第9条及び第17条の規定による改正前のそれぞれの規則の規

定に基づく様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、附則第2条、第9条及び第17条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第34号

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部を改正する規則

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則（平成27年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉部障害福祉課及び同部子ども未来局保育幼稚園課」を「健康福祉部介護・福祉施設課及びこども未来部保育入所課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第35号

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

大津市副市長事務分担規則（令和2年規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条國松副市長の項第4号中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項第5号中「健康保険部」を「こども未来部」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条北澗副市長の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 企業局との調整に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市総合計画等策定本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第36号

大津市総合計画等策定本部設置規則の一部を改正する規則

大津市総合計画等策定本部設置規則（令和6年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1福祉部の項及び健康保険部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
こども未来部	こども未来部長	こども未来部次長

別表第2企業局の項中「企業総務部企業総務長」を「企業経営部企業調整監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第37号

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市人権啓発推進本部設置規則（平成4年規則第53号）の一部を次のように改正する。
別表第1福祉部の項及び健康保険部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉部長	福祉政策課長補佐 障害福祉課長補佐
こども未来部	こども未来部長	こども・若者政策課長補佐

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第38号

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則
大津市男女共同参画推進委員会設置規則（平成27年規則第61号）の一部を次のように改正する。
別表第1福祉部の項及び健康保険部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉部次長
こども未来部	こども未来部次長

別表第2企業局の項中「企業総務部企業総務長」を「企業経営部企業調整監」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第39号

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則
大津市大戸川ダム対策本部設置規則（昭和61年規則第48号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「水道ガス整備課長」を「水道計画管理課長」に、「下水道整備課長」を「下水道計画課長」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

大津市障害者雇用促進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第40号

大津市障害者雇用促進本部設置規則の一部を改正する規則
大津市障害者雇用促進本部設置規則（令和2年規則第114号）の一部を次のように改正する。
第3条第5項中「福祉部次長、健康保険部次長」を「健康福祉部次長、こども未来部次長」に、「企業総務長」を「企業調整監」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第41号

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則
大津市職員協働推進本部設置規則（平成23年規則第62号）の一部を次のように改正する。
別表第1福祉部の項及び健康保険部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉部次長	福祉政策課長補佐
こども未来部	こども未来部次長	こども・若者政策課長補佐

別表第2企業局の項中「企業総務部企業総務長」を「企業経営部企業調整監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第42号

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則
大津市青少年対策本部設置規則（平成13年規則第70号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項及び第4条第3項中「福祉部長」を「こども未来部長」に改める。
第6条中「福祉部子ども未来局子ども・若者政策課」を「こども未来部こども・若者政策課」に改める。
別表第1福祉部の項及び健康保険部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉部長	福祉政策課長 障害福祉課長 保健所保健総務課長 保健所保健予防課長 保健所健康推進課長
こども未来部		子育て支援給付課長 こども総合支援局こどもの育ち支援課長 こども発達相談センター所長 こども総合支援局こども・子育て安心課長

別表第1中「都市計画課長
公園緑地課長」を「公園緑地課長」に改める。

別表第2中「学校教育課長」を「学校教育課長
児童生徒支援課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第43号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則
大津市環境施策推進本部設置規則（平成9年規則第81号）の一部を次のように改正する。
別表第1福祉部の項及び健康保険部の項を次のように改める。

健康福祉部	部長	福祉政策課長
		保健所衛生課長

こども未来部	部長	こども・若者政策課長
		幼保支援課長
		児童クラブ課長

別表第2企業局の項中「水道ガス整備課長」を「お客様設備課長」に、「下水道整備課長」を「水道計画管理課長」に、「お客様設備課長」を「浄水施設課長」に、「浄水施設課長」を「下水道計画課長」に、「下水道施設課長」を「下水道整備課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第44号

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習推進本部設置規則（平成元年規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1福祉部の項及び健康福祉部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉部次長	福祉政策課長補佐
こども未来部	こども未来部次長	こども・若者政策課長補佐

別表第2企業局の項中「企業総務部企業総務長」を「企業経営部企業調整監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第45号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表滋賀県大津市長之印の部1の款1の項中「長寿政策課長」を「こども・若者政策課長」に改め、同款3の項中

「

1	やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター及び東部子ども療育センターのサービスの利用契約書用	やまびこ総合支援センター所長
---	---	----------------

を

1	やまびこ総合支援センターのサービス利用契約書用	やまびこ総合支援センター所長
1	北部こども療育センター、やまびここども療育センター及び東部こども療育センターのサービスの利用契約書用	やまびここども療育センター所長

」

に、「許可証及び小児慢性特定疾病医療受給者証用」を「及び許可証用」に改め、別表第1職印の表大津市福祉部長之印の項中「大津市福祉部長之印」を「大津市健康福祉部長之印」に、「福祉部長名」を「健康福祉部長名」に改め、別表第1職印の表大津市健康保険部長之印の項中「大津市健康保険部長之印」を「大津市こども未来部長之印」に、「健康保険部長名」を「こども未来部長名」に、「長寿政策課長」を「こども・若者政策課長」に改め、別表第1職印の表大津市大石コミュニティセンター所長之印の項の次に次のように加える。

大津市上田上 コミュニティ センター所長 之印	22の20	34の20	てん書	方21	1	上田上コミュニティセンターの使用許可書その他の上田上コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	上田上コミュニティセンター所長
----------------------------------	-------	-------	-----	-----	---	---	-----------------

別表第1職印の表大津市小野コミュニティセンター分館所長之印の項中「22の20」を「22の21」に、「34の20」を「34の21」に改め、別表第1職印の表大津市子育て総合支援センター所長之印の項及び大津市比叡ふれあいセンター所長之印の項を削り、別表第1職印の表大津市膳所ふれあいセンター所長之印の項中「27の2」を「26」に、「39の2」を「38」に改め、同項の次に次のように加える。

やまびこ総合 支援センター 所長之印	27	39	てん書	方17	1	やまびこ総合支援センターの会議室の使用許可書その他のやまびこ総合支援センター所長名をもって発する文書用	やまびこ総合支援センター所長
大津市子育て ひろばゆめっ こ所長之印	28	40	てん書	方18	1	子育てひろばゆめっこ所長名をもって発する文書用	子育てひろばゆめっこ所長

別表第1職印の表大津市立小野児童館長之印の項中「28」を「29」に、「40」を「41」に改め、別表第1職印の表大津市立堅田児童館長之印の項中「28の2」を「29の2」に、「40の2」を「41の2」に改め、別表第1職印の表大津市立坂本児童館長之印の項中「28の3」を「29の3」に、「40の3」を「41の3」に改め、別表第1職印の表大津市立皇子が丘児童館長之印の項中「28の4」を「29の4」に、「40の4」を「41の4」に改め、別表第1職印の表大津市立膳所児童館長之印の項中「28の5」を「29の5」に、「40の5」を「41の5」に改め、別表第1職印の表大津市立田上児童館長之印の項中「28の6」を「29の6」に、「40の6」を「41の6」に改め、別表第1職印の表やまびこ総合支援センター所長之印の項から大津市立北部子ども療育センター所長之印の項までを次のように改める。

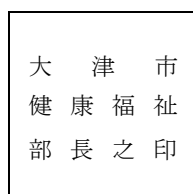
大津市立北部 こども療育セ ンター所長之 印	30	42	てん書	方22	1	北部こども療育センター所長名をもって発する文書用	北部こども療育センター所長
大津市立やま びここども療 育センター所 長之印	31	43	てん書	方22	1	やまびここども療育センター所長名をもって発する文書用	やまびここども療育センター所長
大津市立東部 こども療育セ ンター所長之 印	32	44	てん書	方22	1	東部こども療育センター所長名をもって発する文書用	東部こども療育センター所長

別表第1職印の表大津市立東部子ども療育センター所長之印の項を削り、別表第1職印の表大津市子ども発達相談センター所長之印の項を次のように改める。

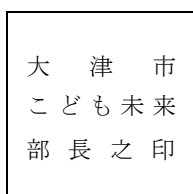
大津市こども 発達相談セン ター所長之印	48	60	てん書	方18	1	こども発達相談センター所長名をもって発する文書用	こども発達相談センター所長
----------------------------	----	----	-----	-----	---	--------------------------	---------------

別表第2職印の項第16号及び第17号を次のように改める。

(16)



(17)



別表第2職印の項中第22号の20を第22号の21とし、第22号の19の次に次の1号を加える。

(22の20)

大 津 市
上田上コミュ
ニティセンター
所 長 之 印

別表第2職印の項中第26号及び第27号を削り、第27号の2を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27)

やまびこ総合
支援センター
所 長 之 印

別表第2職印の項中第29号を削り、第28号の6を第29号の6とし、第28号の5を第29号の5とし、第28号の4を第29号の4とし、第28号の3を第29号の3とし、第28号の2を第29号の2とし、第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。

(28)

大 津 市
子育てひろば
ゆ め っ こ
所 長 之 印

別表第2職印の項第30号から第32号までを次のように改める。

(30)

大 津 市 立
北 部 こ ど も
療育センター
所 長 之 印

(31)

大 津 市 立
やまびここども
療育センター
所 長 之 印

(32)

大 津 市 立
東 部 こ ど も
療育センター
所 長 之 印

別表第2職印の項第48号を次のように改める。

(48)

大 津 市
こ ど も 発 達
相談センター
所 長 之 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第46号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「子ども未来局」を「こども総合支援局」に、

「

デジタル推進監	政策調整部	行政のデジタル化の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
管理監	市民部及び建設部	部の事務のうち専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

を

管理監	市民部	部の事務のうち専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----	-----	--

に、

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
副参事		担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
主幹		
主査		

を

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
副参事		
専門員		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
主幹		担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
主査		

に

改め、同条第3項の表所長の項中「、子育て総合支援センター」及び「、やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター、東部子ども療育センター」を削り、「子ども発達相談センター、医療安全支援センター、動物愛護センター」を「やまびこ総合支援センター、国民健康保険診療所」に、「総合保健センター、国民健康保険診療所」を「医療安全支援センター、動物愛護センター、総合保健センター、子育てひろばゆめっこ、子ども発達相談センター、北部子ども療育センター、やまびこ子ども療育センター、東部子ども療育センター」に改め、同表次長の項の次に次のように加える。

副所長	子育てひろばゆめっこ	所長を補佐し、担当事務があるときは、これを処理する。
-----	------------	----------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第47号

大津市職員任用規則の一部を改正する規則

大津市職員任用規則（平成6年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）であることを要件として任用されていた者を再度障害者であることを要件として任用しよ

うとする場合であって、その者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると市長が認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第48号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第8号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、「第17号」の次に「から第19号まで」を加え、同号ア及びイを削り、同項第17号中「しないが」を「していないが」に改め、「者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。次号において同じ。）にある者」を加え、同項第18号中「（1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。次号において同じ。）」を削り、「小学校就学前の」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「しないが」を「していないが」に改め、「ある者」の次に「又はパートナー関係にある者」を加え、「以下この号及び」を削り、「ため又は」を「ため、」に、「勤務しない」を「、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う当該子の世話をを行うため又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものに参加するため勤務しない」に改め、同項第19号中「小学校就学前の」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「（以下）の次に「この号において」を加え、同条第5項中「（1週間の勤務時間（勤務日ごとに異なる勤務時間が定められている会計年度任用職員にあっては、当該会計年度の全ての勤務日の勤務時間の合計を52で除して得た時間をいう。）が30時間以上とされている会計年度任用職員に係るものに限る。）」を削り、「10日」を「次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1週間の勤務日が5日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるものであって、1週間の勤務時間（勤務日ごとに異なる勤務時間が定められている会計年度任用職員にあっては、当該会計年度の全ての勤務日の勤務時間の合計を52で除して得た時間をいう。次号において同じ。）が30時間以上とされているもの 10日
- (2) 1週間の勤務日が4日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が169日から216日までであるものであって、1週間の勤務時間が30時間未満とされているもの 7日
- (3) 1週間の勤務日が3日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日から168日までであるもの 5日
- (4) 1週間の勤務日が2日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が73日から120日までであるもの 3日
- (5) 1週間の勤務日が1日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日から72日までであるもの 1日

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（介護両立支援制度等に係る措置）

第13条 条例第14条第1項に規定する配偶者等が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至った場合における仕事と介護との両立に資する制度又は措置について任命権者がとるべき措置については、一般職の職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第49号

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員互助会設置条例施行規則（昭和30年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「および順位」を「及び順位」に、「または」を「又は」に改め、同項第1号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。）にあった者を含む。）」を加え、同項第3号中「除く外」を「除くほか」に改め、同項第4号中「および」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第50号

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「認めた者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。）にあると市長が認めた者」を加え、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同項第5号中「職員が遺言または」を「、職員がした遺言又は」に、「当該各号」を「前2号」に、「、特に」を「特に」に改める。

第5条中「条例第9条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる区分に従い、」を「新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類により、その旨を速やかに」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第1号中「場合には、次に掲げる申請書及び証明書」を「場合 次に掲げる書類」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合 扶養親族異動申請書

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条第1項中「の各号」を削り、同条第3項中「前条」を「前条第1項」に、「により申請書及び証明書の提出」を「による届出」に、「申請書に記載の」を「当該届出に係る」に、「確めて」を「確かめて」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（支給の始期及び終期）

第6条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第10条の5第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第18条の2第1項の規定による勤務（第10条の7第2項後段の規定により条例第18条の2第1項の勤務とみなされるものを含む。以下この条において「第1項の勤務」という。）は、週休日等（第10条の7第2項後段の規定により条例第18条の2第1項の勤務とみなされる勤務については、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。））の勤務であり、連続する勤務（2以上の週休日等にまたがる勤務及び週休日等と週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合における第1項の勤務は、その勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。

(1) 1の週休日等において第1項の勤務の開始が2以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）

(2) 週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日及び当該週休日等において第1項の勤務の開始が2以上ある場合

4 条例第18条の2第2項の規定による勤務（第10条の7第2項後段の規定により条例第18条の2第1項の勤務とみなされるものを除く。）は、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。）の勤務（第1項の勤務を除く。）であり、連続する勤務（2の週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、1の週休日等以外の日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該週休日等以外の日に開始する勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。

第10条の6中第2項を削り、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第18条の2第3項の規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が7時間45分を超える場合の勤務とする。

第10条の7第2項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第18条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第18条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第18条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第51号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「93号給」を「85号給」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

（良好な成績で勤務した場合の昇給号給数を1号給とする職員）

第25条の2 給与条例第5条第2項の規則で定める職員（別表第7の3において「1号給昇給職員」という。）

は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

第26条中「第5条第3項」を「第5条第3項第1号」に、「同項」を「同号」に改める。

第26条の2第1号中「56号給」を「52号給」に改め、同条第2号中「61号給」を「53号給」に改め、同条第3号中「41号給」を「33号給」に改める。

別表第1第1項の表5級の項中「場長」を「所長（膳所ふれあいセンター所長に限る。）及び場長」に改め、別表第1第1項の表6級の項中「、事務サポートセンター室長」を削り、「介護人材確保対策室長」を「介護・福祉人材確保対策室長」に改め、「室次長」の次に「、専門員」を加え、「比叡ふれあいセンター所長、北部子ども療育センター所長、東部子ども療育センター所長」を「北部子ども療育センター所長、やまびこ子ども療育センター所長、東部子ども療育センター所長」に改め、「和邇図書館長」の次に「、坂本児童館長」を、「園長」の次に「、副所長」を加え、別表第1第1項の表7級の項中「小野支所長、」を削り、「、所長（」の次に「5

級及び」を加え、別表第1第1項の表8級の項中「子ども未来局長」を「こども総合支援局長」に改め、「、デジタル推進監」を削り、別表第1第2項アの表4級の項中「子ども発達相談センター所長」を「こども発達相談センター所長」に改め、別表第1第2項ウの表5級の項中「和邇すこやか相談所長、比叡すこやか相談所長、中すこやか相談所長」を「中すこやか相談所長、中地域包括支援センター所長」に改める。

別表第7から別表第7の3までを次のように改める。

別表第7 (第15条関係)

昇格時号給対応表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	2	1	1	1	1	1	1	5
7	3	1	1	1	1	1	1	5
8	4	1	1	1	1	1	1	5
9	5	1	1	1	1	1	1	5
10	6	1	1	2	1	1	1	
11	7	1	1	3	1	1	1	
12	8	1	1	4	1	1	1	
13	9	1	1	5	1	1	2	
14	10	1	1	6	2	1	2	
15	11	1	1	7	3	1	2	
16	12	1	1	8	4	1	2	
17	13	1	1	9	5	1	2	
18	14	1	1	10	6	2	3	
19	15	1	1	11	7	3	3	
20	16	1	1	12	8	4	3	
21	17	1	1	13	9	5	3	
22	18	1	2	14	10	5	4	
23	19	1	3	15	11	6	4	
24	20	1	4	16	12	6	4	
25	21	1	5	17	13	7	4	
26	22	1	6	18	14	7	4	
27	23	1	7	19	15	8	4	
28	24	1	8	20	16	8	4	

29	25	1	9	21	17	9	5	
30	26	1	10	22	18	9	5	
31	27	1	11	23	19	10	5	
32	28	1	12	24	20	10	5	
33	29	1	13	25	21	11	5	
34	30	1	14	26	22	11	5	
35	31	1	15	27	23	12	5	
36	32	1	16	28	24	12	5	
37	33	1	17	29	25	13	5	
38	34	1	18	30	26	13	5	
39	35	1	19	31	27	13	5	
40	36	1	20	32	28	13	5	
41	37	1	21	33	29	14	5	
42	38	1	22	34	29	14	5	
43	39	1	23	35	30	14	5	
44	40	1	24	36	30	14	5	
45	41	1	25	37	31	15	5	
46	42	1	26	38	31	15		
47	43	1	27	39	32	15		
48	44	1	28	40	32	15		
49	45	1	29	41	33	15		
50	45	2	29	42	33	15		
51	46	3	30	43	34	15		
52	46	4	30	44	34	15		
53	47	5	31	45	35	15		
54	47	6	31	46	35	15		
55	48	7	32	47	36	15		
56	48	8	32	48	36	15		
57	49	9	33	49	37	15		
58	49	10	34	50	37	15		
59	50	11	35	51	38	15		
60	50	12	36	52	38	15		
61	51	13	37	53	38	15		
62	51	14	38	54	38	15		
63	52	15	39	55	38	15		
64	52	16	39	56	38	15		

65	53	17	39	57	38	15		
66	53	18	40	58	38	16		
67	54	19	40	59	38	16		
68	54	20	40	60	38	16		
69	55	21	41	60	39	16		
70	55	22	41	60	39	16		
71	56	23	41	60	39	16		
72	56	24	42	60	39	16		
73	57	25	42	61	39	17		
74	57	25	42	61	39			
75	58	26	43	61	39			
76	58	26	43	61	39			
77	59	27	43	61	39			
78	59	27	44	62	39			
79	60	28	44	62	39			
80	60	28	44	62	39			
81	61	29	45	63	40			
82	61	30	45	64	40			
83	61	31	45	65	40			
84	62	32	45	66	40			
85	62	33	46	67	41			
86		34	46					
87		35	46					
88		36	46					
89		37	47					
90		37	47					
91		38	47					
92		38	47					
93		39	47					
94		39	47					
95		40	47					
96		40	48					
97		41	48					
98		41	48					
99		42	48					
100		42	48					

101		43	48					
102		43	48					
103		44	49					
104		44	49					
105		45	49					
106		45	49					
107		45	49					
108		45	49					
109		46	49					
110		46						
111		46						
112		46						
113		47						
114		47						
115		47						
116		47						
117		48						
118		48						
119		48						
120		48						
121		49						
122		49						
123		49						
124		49						
125		49						

2 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1

9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	1
25	1	5	1
26	1	6	1
27	1	7	1
28	1	8	1
29	1	9	1
30	1	10	1
31	1	11	1
32	1	12	1
33	1	13	1
34	2	14	1
35	3	15	1
36	4	16	1
37	5	17	1
38	6	18	1
39	7	19	1
40	8	20	1
41	9	21	1
42	10	21	1
43	11	22	1
44	12	22	1

45	13	23	1
46	13	23	1
47	13	24	1
48	14	24	1
49	14	25	1
50	14	25	1
51	14	26	1
52	15	26	1
53	15	27	1
54	15	27	1
55	15	28	1
56	16	28	2
57	16	29	2
58	16	29	2
59	16	29	3
60	17	30	3
61	17	30	3
62	17	30	3
63	18	31	4
64	18	31	4
65	19	31	4
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	

81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

3 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	1	10	2	2	2
23	3	1	11	3	3	3
24	4	1	12	4	4	4
25	5	1	13	5	5	5
26	6	2	14	6	6	5
27	7	3	15	7	7	6

28	8	4	16	8	8	6
29	9	5	17	9	9	7
30	10	6	18	10	10	7
31	11	7	19	11	11	8
32	12	8	20	12	12	8
33	13	9	21	13	13	9
34	13	10	22	14	14	9
35	14	11	23	15	15	9
36	14	12	24	16	16	9
37	15	13	25	17	17	9
38	15	14	26	17	18	9
39	16	15	27	18	19	10
40	16	16	28	18	20	10
41	17	17	29	19	21	10
42	18	18	30	19	21	10
43	19	19	31	20	21	10
44	20	20	32	20	22	10
45	21	21	33	21	22	11
46	22	22	34	22	22	11
47	23	23	35	23	23	11
48	24	24	36	24	23	11
49	25	25	37	25	23	11
50	25	26	38	26	24	11
51	26	27	39	27	24	12
52	26	28	40	28	24	12
53	27	29	41	29	25	12
54	27	30	42	29	25	
55	28	31	43	30	26	
56	28	32	44	30	26	
57	29	33	45	31	27	
58	30	33	46	31	27	
59	31	34	47	32	28	
60	32	34	48	32	28	
61	33	35	49	33	28	
62	33	35	49	33	28	
63	34	36	50	33	28	

64	34	36	50	34	29	
65	35	37	51	34	29	
66	35	38	51	34	29	
67	36	39	52	35	29	
68	36	40	52	35	29	
69	37	41	53	35	30	
70	37	42	54	36	30	
71	38	43	55	36	30	
72	38	44	56	36	30	
73	39	45	57	37	30	
74	39	45	57	37	31	
75	40	46	58	37	31	
76	40	46	58	37	31	
77	41	47	59	38	31	
78	41	47	59	38		
79	41	48	60	38		
80	42	48	60	38		
81	42	49	61	39		
82	42	49	61	39		
83	43	49	62	39		
84	43	50	62	39		
85	43	50	63	39		
86		50	63	40		
87		51	64	40		
88		51	64	40		
89		51	65	40		
90		52	66	40		
91		52	67	41		
92		52	68	41		
93		53	69	41		
94		53	69	41		
95		53	70	41		
96		53	70	42		
97		53	70	42		
98		54	70	42		
99		54	70	42		

100		54	70	42		
101		54	70	43		
102		54	70			
103		55	70			
104		55	70			
105		55	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

4 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3

24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	

60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		

96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				

132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					

168	96					
169	97					

別表第7の2 (第15条関係)

特例昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた4級における号給	昇格後の号給
	6級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11

32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	29
51	30
52	30
53	31
54	31
55	32
56	32
57	33
58	33
59	34
60	34
61	35
62	35
63	36
64	36
65	37
66	37
67	38

68	38
69	38
70	38
71	38
72	38
73	38
74	38
75	38
76	38
77	38
78	38
79	38
80	38
81	38
82	38
83	38
84	38
85	38

別表第7の3（第24条関係）

昇給号給数表

昇給区分 職員の区分	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
ア イからエまでに掲げる職員以外の職員	5以上	4	3又は2	0
イ 1号給昇給職員	2	1	0	0
ウ 条例第5条第3項の規定の適用を受ける職員	1以上	0	0	0
エ 条例第5条第4項の規定の適用を受ける職員	5以上	4、3又は2	0	0

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 令和7年4月1日に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号給を同日の前日に受けていたものとみなして大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第15条又は改正後の第16条の規定を適用する。

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第52号

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（令和2年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「特定任期付職員（」及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第4条の前の見出し並びに同条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第53号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則（昭和55年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

		円	円
定年前再任用 短時間勤務職員 以 外 の 職 員	1	183,500	298,800
	2	184,600	300,300
	3	185,800	301,800
	4	186,900	303,200
	5	188,000	304,600
	6	189,700	305,700
	7	191,300	306,700
	8	192,900	307,900
	9	194,500	309,100
	10	196,200	310,700
	11	197,800	312,300
	12	199,400	313,900
	13	201,000	315,400
	14	202,700	317,000
	15	204,400	318,600
	16	206,100	320,200
	17	207,400	321,700
	18	209,000	323,400
	19	210,600	325,000
	20	212,100	326,600
	21	213,600	328,000
	22	215,200	329,700
	23	216,800	331,400
	24	218,400	333,000
	25	220,000	334,200
	26	221,700	336,100
	27	223,000	337,800

	28	224,300	339,400
	29	225,600	340,900
	30	226,700	342,500
	31	227,800	344,100
	32	228,900	345,700
	33	230,000	347,400
	34	231,500	349,200
	35	233,000	351,000
	36	234,500	352,800
	37	236,000	354,300
	38	237,500	355,700
	39	239,000	357,100
	40	240,500	358,500
	41	242,000	360,000
	42	243,400	360,800
	43	244,800	361,800
	44	246,200	362,800
	45	247,400	363,700
	46	248,600	364,800
	47	249,800	365,700
	48	251,000	366,700
	49	252,100	367,600
	50	253,200	368,300
	51	254,300	369,000
	52	255,400	369,600
	53	256,400	370,000
	54	257,400	370,600
	55	258,400	371,300
	56	259,400	372,000
	57	260,400	372,300
	58	261,300	373,000
	59	262,200	373,700
	60	263,100	374,300
	61	269,300	374,600
	62	270,300	375,100
	63	271,300	375,700
	64	272,300	376,300
	65	273,300	376,600
	66	274,300	377,200
	67	275,300	377,900
	68	276,400	378,500
	69	277,400	378,900

	70	278,700	379,400
	71	280,000	380,000
	72	281,200	380,500
	73	282,500	381,000
	74	283,800	381,600
	75	285,000	382,100
	76	286,200	382,400
	77	287,300	382,800
	78	288,500	383,300
	79	289,800	383,700
	80	291,100	384,100
	81	292,400	384,500
	82	293,400	385,000
	83	294,400	385,400
	84	295,500	385,800
	85	296,600	386,100
	86	297,800	
	87	298,900	
	88	300,100	
	89	301,300	
	90	302,600	
	91	303,900	
	92	305,200	
	93	306,500	
	94	307,800	
	95	309,100	
	96	310,400	
	97	311,700	
	98	313,000	
	99	314,300	
	100	315,400	
	101	316,300	
	102	317,600	
	103	318,900	
	104	320,200	
	105	321,400	
	106	322,700	
	107	323,900	
	108	325,100	
	109	326,400	
	110	327,500	
	111	328,600	
	112	329,700	

	113	330,400
	114	331,300
	115	332,000
	116	332,800
	117	333,600
	118	334,000
	119	334,600
	120	335,300
	121	336,100
	122	336,800
	123	337,500
	124	338,100
	125	338,600

別表第3の70の項から125の項までを次のように改める。

70	1
71	1
72	1
73	1
74	1
75	1
76	1
77	1
78	2
79	3
80	4
81	5
82	6
83	7
84	8
85	9
86	10
87	11
88	12
89	13
90	14
91	15
92	16

93	17
94	18
95	19
96	20
97	21
98	22
99	23
100	24
101	25
102	26
103	27
104	28
105	29
106	29
107	30
108	30
109	31
110	31
111	32
112	32
113	33
114	34
115	35
116	36
117	37
118	38
119	39
120	40
121	41
122	41
123	41
124	42
125	42

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において大津市技能労務職員の給与に関する規則第4条に規定する給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が2級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日における昇格した職員の号給の特例）

- 4 切替日に昇格した職員については、当該昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして大津市技能労務職員の給与に関する規則第6条の2の規定を適用する。

（その他）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第2項関係）

技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16

25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39
48	40
49	41
50	42
51	43
52	44
53	45
54	46
55	47
56	48
57	49
58	50
59	51
60	52

61	53
62	54
63	55
64	56
65	57
66	58
67	59
68	60
69	61
70	62
71	63
72	64
73	65
74	66
75	67
76	68
77	69
78	70
79	71
80	72
81	73
82	74
83	75
84	76
85	77
86	78
87	79
88	80
89	81
90	82
91	83
92	84
93	85

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第54号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「保育士」の次に「及び児童指導員」を加え、同項第1号中「大津市子育て総合支援センター」を「大津市子育てひろばゆめっこ」に改め、同条第4項中「大津市子ども発達相談センター」を「大津市こども発達相談センター」に改める。

別表第1イの表1種の項中「保育士」の次に「及び児童指導員」を加え、同表第3種の項中「及び重層的支援相談員」を「、重層的支援相談員及び障害者雇用支援員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第55号

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則（昭和46年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、同条第1号中「ある者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。）にある者」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより市長が居住の実情を認定することができる場合には、同項の規定による届出を要しない。

第5条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

第5条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第6条中「第4条」を「第4条第1項」に、「あわせ」を「合わせ」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」を加え、同条第3号中「かかる」を「係る」に改める。

第7条第1項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加え、「第4条」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第56号

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則（昭和59年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改める。

第12条第1項及び第12条の2第1項第1号中「離職し」を「離職をし」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第57号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表ⅠＣカード乗車券購入等費用助成事業助成金の項中「を自主的に返納」を「の自主的な返納等を」に、「返納を促進」を「返納等を促進」に改め、別表第2項の表カーブミラー設置事業費補助金の項を削り、別表第3項及び第4項を次のように改める。

3 健康福祉部の所管に属するもの

種類	交付の目的
地域福祉活動推進事業補助金	学区社会福祉協議会が実施する地域の福祉の推進に関する自主的な活動に要する経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
成年後見人等報酬助成金	成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難である成年被後見人等に対し、当該報酬の全部又は一部を助成し、もって成年後見制度の利用を支援すること。
介護施設等整備費補助金	本市の区域内において介護施設等の建設等を行う者に対し、それに要する経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
小規模住宅改造経費助成金	日常動作能力の低下した高齢者に対し、住宅改造に必要な経費の一部を助成し、もってその居宅における生活の支援及び寝たきりの予防並びにその家族の介護に係る負担の軽減を図ること。
単位老人クラブ活動補助金	単位老人クラブの活動に要する経費の一部を補助し、もって高齢者の健康増進、教養の向上、老人クラブ活動の活性化を図ること。
介護予防活動支援事業補助金	高齢者の地域における居場所、仲間及び社会的役割並びに日常生活上の生きがいの創出に資する介護予防活動を支援し、もって介護予防の推進を図ること。
身体障害者自動車操作訓練費助成金	身体障害者が自動車の操作訓練を行い、運転免許を取得するのに必要な費用の一部を助成し、もって身体障害者の社会参加の促進を図ること。
身体障害者用自動車改造費助成金	重度身体障害者の就労等の用に供する自動車の改造等に要する経費の一部を助成し、もって重度身体障害者の社会復帰の促進を図ること。
在宅重度心身障害者住宅改造費助成金	在宅重度心身障害者の住宅改造に必要な経費を助成し、もって日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資すること。
重度障害児（者）訪問看護利用助成金	医療行為を常時必要とする在宅重度障害児（者）で訪問教育を受けているもの等に対し、訪問看護の利用料の一部を助成することにより、保護者の介護等の負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。
スモン障害者採暖費支給金	在宅のスモン障害者の採暖に必要な経費の一部を支給し、もって福祉の向上を図ること。
視覚障害者点字新聞購読料助成金	視覚障害者に対し、点字新聞購読料の一部を助成することにより、情報の取得を支援し、もって社会参加の促進を図ること。
障害者働き・暮らし応援センター事業費補助金	障害者働き・暮らし応援センターを設置しているものに対し、その運営に要する経費の一部を補助し、福祉の向上を図ること。
社会的事業所等用地等賃借料補助金	社会的事業所（障害のある人もない人も対等な立場で一緒に働くことができる職場形態の事業所をいう。以下同じ。）等を設置している者が当該社会的事業所等の用地又は建物を当該社会的事業所等の運営に参画する者以外の者から賃借している場合に、当該賃借に係る経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。

社会的事業所運営事業費補助金	社会的事業所を設置している者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、もって在宅障害者の社会参加及び自立を支援すること。
社会的事業所整備費補助金	社会的事業所を設置している者に対し、当該施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助し、もって福祉の向上を図ること。
民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金	障害児（者）社会福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、当該施設の整備に要する費用の一部を補助し、もって福祉の向上を図ること。
滋賀型地域活動支援センター運営事業費補助金	滋賀型地域活動支援センターを設置している者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、もって福祉の向上を図ること。
障害者生活ホーム運営費補助金	障害者生活ホームの設置及び運営を行う者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、もって障害者の社会経済活動への参与及び社会的自立を促進すること。
知的障害者自立生活支援ホーム運営事業費補助金	知的障害者自立生活支援ホームを設置している者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、もって知的障害者の自立を支援すること。
指定障害者支援施設運営費補助金	指定障害者支援施設に人員配置基準を超えて看護職員を置く設置者に対し、その人件費に要する経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
重度障害者地域生活支援事業費補助金	重度重複障害者等が専ら利用する共同生活援助事業所を設置している者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、もって重度重複障害者等の地域生活を支援すること。
強度行動障害者グループホーム運営事業費補助金	強度行動障害者に対する適切な支援を行うために人員基準を超えて生活支援員を配置している共同生活援助事業所の設置者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、もって強度行動障害者の地域生活を支援すること。
精神障害者生活支援推進事業費補助金	精神障害者の地域生活上の多様なニーズに対応し、その日常生活を支援するため、障害者支援施設等に通所する精神障害者、精神障害者に対し就業訓練を行うもの等に対し、補助金を交付することにより、精神障害者の自立と社会参加を基調とした安心感や生きがいの持てる生活を確保し、もって福祉の増進を図ること。
精神障害者地域定着支援事業費助成金	精神科病院に入院している精神障害者の退院後の円滑な地域生活への移行及び定着を支援する事業を実施する事業所等に対し、当該事業に要する経費の一部を助成し、もって福祉の増進を図ること。
障害者団体等運営事業費補助金	障害者の自立及び社会参加を促進するための活動を行う障害者団体等に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
障害福祉活動推進事業補助金	障害者団体等が障害者の福祉の増進を図るために実施する自主的な活動に要する経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
発達障害者等自発的活動費補助金	地域において発達障害者等の交流活動等に自発的に取り組むものに対し、当該活動等に要する経費の全部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
指定特定相談支援事業所等体制整備補助金	新たに相談支援専門員を雇用又は配置した指定特定相談支援事業者等に対し、サービス等利用計画案等の作成に要する経費の一部を補助することにより、指定特定相談支援事業者等が提供するサービスの拡充を促進し、もって福祉の増進を図ること。
社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金	低所得で特に生計が困難である者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減した社会福祉法人等に対し、その軽減に要した経費の一部を補助し、もって介護保険サービスの利用の促進を図ること。

介護保険住宅改修支援費用助成金	居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給を申請する場合に必要な書類の作成を行った事業者に対し、当該書類の作成に要する費用の一部を助成し、もって介護保険サービスの利用の促進を図ること。
重度障害老人等福祉助成金	重度障害老人並びに母子家庭及び父子家庭の児童を扶養する老人に対し、保険医療機関に支払う一部負担金相当額を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること。
骨髄等移植ドナー支援事業助成金	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等を提供した者及びその者を雇用する事業者に対して助成金を交付し、もって骨髄等の移植の促進を図ること。
公衆浴場経営安定化対策費補助金	公衆浴場の作り湯（浴場の営業に要する湯）に要する経費の一部を補助し、もって地域住民にとって保健衛生上欠くことのできない公衆浴場の経営安定と自立を図ること。
公衆浴場設備改善費補助金	公衆浴場の設備改善に要する経費の一部を補助し、もって公衆浴場の衛生水準の確保と経営安定を図ること。
公衆浴場衛生強化推進事業費補助金	公衆浴場の衛生水準の確保及び向上に資する経費の一部を補助することにより、安心・安全な浴場の環境を推進し、もって公衆浴場の利用の促進を図ること。
定期予防接種の県外接種費用助成金	やむを得ない事情により県外において法定期間内に予防接種を受けることとなった者に対し、当該予防接種に係る費用を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること。
風しん任意予防接種費用助成金	妊娠初期における風しんの罹患による出生児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠の予定がある者等が任意に接種する風しん予防接種又は麻しん風しん混合予防接種に係る費用を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること。
造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成金	造血幹細胞移植によってその移植前に受けた予防接種により得た免疫が低下又は消失したため医師の判断に基づき予防接種の再接種を受けた者に対し、当該再接種に係る費用を助成することにより、再接種を受ける者の経済的負担の軽減を図るとともに、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること。
結核健康診断費補助金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核の定期の健康診断に要する経費の一部を補助することにより、結核の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること。
人間ドック利用助成金	国民健康保険の被保険者が医療機関において人間ドックを受診するのに要する費用の一部を助成し、もって被保険者の健康の保持及び増進並びに疾病の早期発見を図ること。
不育症治療費助成金	不育症の検査及び治療を受けた者に対し、それらに要した費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。
先進医療に係る不育症検査費用助成金	先進医療に位置付けられた不育症検査のうち将来的な保険適用を見据え実施されるものを受けた者に対し、その検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。
がん患者のアピアランスケア支援事業助成金	がん治療に伴う外見上の変化を補うために補整具を購入したがん患者に対し、その購入に要した費用を助成することにより、その心理的及び経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。
多頭飼育対策事業補助金	多頭飼育者等が実施する適切な飼育管理に資する対策に要する経費の一部を補助し、もって良好な生活環境の保全を図ること。

4 こども未来部の所管に属するもの

種類	交付の目的
児童健全育成事業費補助金	児童館において親子交流等を行う保護者等で組織された団体が当該児童館と連携、協力し、推進する児童健全育成事業に要する経費の一部を補助し、もって児童館を拠点とした保護者相互の連帯と地域ぐるみの児童の健全育成を図ること。
多様な集団活動事業利用料補助金	小学校就学前の子どもが多様な集団活動事業を利用するのに要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担を軽減し、もって児童の福祉の増進を図ること。
子ども食堂等支援事業費補助金	子ども食堂又はフリースペースを実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、地域における子どもの居場所づくり及び地域住民との交流の機会の確保を促進し、もって福祉の増進を図ること。
保育士等奨学金返還支援事業費補助金	市内の保育所等に勤務する保育士等が行う奨学金の返還に必要な費用の一部を補助することにより、市内における保育人材の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備の推進を図ること。
障害児等保育事業費補助金	保育所等の設置者が障害児等の保育に対応することを目的として保育士等を配置するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育環境充実保育士等特別配置事業費補助金	保育所等の設置者が保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を目的として保育士等の増員を行うのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
体調不良児対応型病児保育事業費補助金	保育所等の設置者が当該保育所等に看護師等を配置して当該保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を行う事業を実施するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
調理担当員配置事業費補助金	利用定員が90人以上の保育所等の設置者が当該保育所等において給食等を提供するために調理担当員を配置するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
延長保育事業費補助金	民間保育所等が保育時間の延長を実施するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
病児保育事業費補助金	民間保育所等が病児保育事業を実施するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
一時預かり事業費補助金	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく一時預かり事業を実施するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育内容充実支援事業費補助金	保育所等の設置者が当該保育所等において実施する保育及び教育の内容及び環境の充実に寄与する事業に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育士等処遇改善費補助金	保育所等の設置者が職員の処遇を改善することを目的として賃金の改善等を行うのに要する経費の一部を補助することにより、保育所等における職員の確保及び継続的な就業を支援し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育士等宿舍借上げ事業費補助金	保育所等の設置者がその雇用する保育士等の宿舍を借り上げることに要する経費の一部を補助することにより保育所等における保育士等の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育所等用地賃借料補助金	保育所等の用に供する土地を賃借して保育所等を設置し、及び運営する場合において、当該土地に係る賃借料の負担が経営を逼迫する状況にあることに鑑み、当該賃借に係る経費の一部を補助することによ

	り、保育所等の長期的かつ安定的な運営を確保し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育所等建物賃借料補助金	保育所等の用に供する建物を賃借して保育所等を設置し、及び運営している者のうち、当該建物に係る賃借料の負担が特に重いものに対し、当該建物の賃借料の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育所等における事故防止推進事業費補助金	保育所等を利用中の児童が睡眠時に死亡等する事故が発生することを防止するための機器を導入する事業に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育士資格等取得支援事業費補助金	保育士資格等を取得するのに要する経費の一部を補助することにより当該資格等を有する者を確保し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育体制強化事業費補助金	民間保育所等が保育士等の負担軽減を目的として保育支援者等を配置するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
地域型保育事業所設置支援補助金	新たに地域型保育事業を行う事業所を設置するための改修等に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育所等整備事業費補助金	保育所等の整備に要する経費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境の整備を推進し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育補助者雇上強化事業費補助金	保育所等において保育士等の業務を補助する保育補助者を雇い上げるのに要する経費の一部を補助することにより、保育士等の業務の負担を軽減し、その離職防止を図るとともに、当該保育補助者が保育士資格を取得するのを促すことにより新たな保育士の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ること。
病児保育施設整備費補助金	病児保育施設を整備するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
自立支援教育訓練給付金	配偶者のない者で現に児童を扶養しているものが就労のための主体的な能力開発の取組として講座を受講するのに要する費用の一部を支給し、もってその者の属する世帯の自立の促進を図ること。
高等職業訓練促進給付金等	資格を取得するため養成機関において修業する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに対し、修業期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もってその者の属する世帯の経済的自立を促進すること。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格に資するものとして市長が認める講座の受講を開始した場合等に給付金を支給することにより、ひとり親家庭の経済的自立を促進すること。
養育費に関する公正証書等作成支援補助金	養育費の取り決めに係る公正証書等を作成するひとり親に対し、その公正証書等の作成に必要な経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
養育費保証契約促進補助金	養育費の未払が発生した場合に備えて保証会社との間に養育費保証契約を締結するひとり親に対し、その養育費保証契約の締結に必要な経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金	不妊治療（体外受精及び顕微授精に限る。）を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。

別表第5項の表生産性向上事業費補助金の項中「生産性向上事業費補助金」を「生産性向上推進事業費補助金」に改め、「中小企業者」の次に「小規模企業者」を加え、別表第5項の表教育旅行誘致促進助成金の項を削り、別表第7項の表門前町坂本まちなみ整備事業補助金の項中「県道比叡山線沿道地区地区計画の区域内」を「地区計画の区域」に改め、別表第9項の表に次のように加える。

フリースクール等民間施設利用者支援補助金	不登校児童生徒がフリースクール等民間施設を利用するのに要する経費の一部を補助することにより、不登校児童生徒の学校以外の場における学習等の機会を確保し、もって不登校児童生徒の社会的自立を支援すること。
----------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第58号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則（平成9年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（予算の見積等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

部長は、第4条の編成方針に基づき、その所管に属する予算の見積を作成するとともに、当該予算に係る情報を整理し、市長が定める日までに総務部長にその内容を知照しなければならない。

第6条第2項中「予算の見積書」を「予算の見積」に改める。

第7条第1項中「提出された」を「通知を受けた」に、「予算の見積書等」を「予算の見積等の内容」に改める。

第44条第1項中「歳入所管課長」の次に「及び歳出予算所管課長」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 法第243条の2の5第1項の規定により市長が定める歳入等は、施行規則第12条の2の20各号に掲げるものの以外のものであるとする。

第59条第1項及び第2項中「1,300,000円」を「2,000,000円」に、「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

第86条第1項中「2,000,000円以上の」を「2,000,000円を超える」に改める。

別表中

「

児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく手当	子ども家庭課
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく手当	
大津市交通災害等遺児年金支給要綱に基づく年金	
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費及び施設等利用費並びに特定保育所に係る委託費	保育幼稚園課
介護保険法に基づく高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費	介護保険課
大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づく高額介護予防相当サービス費及び高額医療合算介護予防相当サービス費	を
国民健康保険法に基づく高額療養費、高額介護合算療養費、入院時食事療養費及び療養費	
大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）に基づく出産育児一時金及び葬祭費	
大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）に基づく医療費	
大津市老人福祉医療費助成条例（昭和57年条例第42号）に基づく医療費	

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則（平成5年規則第43号）に基づく福祉金	
大津市在日外国人障害福祉金支給規則（平成5年規則第44号）に基づく福祉金	
大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱に基づく福祉助成費	

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費	介護保険課	に
大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づく高額介護予防相当サービス費及び高額医療合算介護予防相当サービス費		
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく高額療養費、高額介護合算療養費、入院時食事療養費及び療養費	保険年金課	
大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）に基づく出産育児一時金及び葬祭費		
大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）に基づく医療費		
大津市老人福祉医療費助成条例（昭和57年条例第42号）に基づく医療費		
大津市在日外国人老齢福祉金支給規則（平成5年規則第43号）に基づく福祉金		
大津市在日外国人障害福祉金支給規則（平成5年規則第44号）に基づく福祉金		
大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱に基づく福祉助成費		
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費及び施設等利用費並びに特定保育所に係る委託費	保育入所課	
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく手当	子育て支援給付課	
児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく手当		
子ども・子育て支援法に基づく妊婦支援給付金		
大津市交通災害等遺児年金支給要綱に基づく年金		

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第59号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第23条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「若しくは物品の購入等」を「、物品の購入等若しくは業務の委託」に改め、「、業務の委託の契約を締結する場合において契約金額が50万円以下のとき、」を削り、

「130万円」を「200万円」に改める。

第24条第1項中「の各号」を削り、同項第8号中「200万円未満」を「200万円以下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第60号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第35条を第36条とし、第26条から第34条までを1条ずつ繰り下げ、第25条の次に次の1条を加える。

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事務）

第26条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務を保健所長に委任する。

- (1) 法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること。
- (2) 法第17条第2項の規定による適合施設の認定に関すること。
- (3) 法第17条第4項の規定による適合施設が認定要件に適合していることの確認に関すること。
- (4) 法第17条第5項の規定による適合施設の設置者等に対する改善の求め及び適合施設の認定の取消しに関すること。
- (5) 法第17条第6項（法第53条第6項において準用する場合を含む。）の規定による主務大臣に対する報告に関すること。
- (6) 法第53条第2項の規定による報告の徴収及び立入調査等に関すること。
- (7) 法第53条第5項の規定による輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消しに関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第61号

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成21年規則第79号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（第3面）中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市福祉事務所処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第62号

大津市福祉事務所処務規則の一部を改正する規則

大津市福祉事務所処務規則（昭和56年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「福祉部次長」を「健康福祉部次長」に改める。

第3条を次のように改める。

（事務の分掌）

第3条 所の事務は、大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）に定める健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課、障害福祉課及び生活福祉課並びにこども未来部子育て支援給付課及び同部こども総合支援局こども・子育て安心課が分掌する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第63号

大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則（平成10年規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中「第 号 を「年 月 日」に改め、同様式備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

様式第4号中「第 号 を「年 月 日」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則の一部を改正する規則様式第1号及び様式第4号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第64号

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則（平成24年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号の表やまびこ園の項及びやまびこ相談支援事業所及び生活支援センターの項を削り、同表さくらはうすの項中「第4条第2項第1号ア(エ)」を「第4条第1項第1号ア(エ)」に改め、同表ひまわりはうすの項中「第4条第2項第1号ア(ア)」を「第4条第1項第1号ア(ア)」に改め、同表に次のように加える。

生活支援センター	条例第4条第1項第1号イに掲げるサービス
----------	----------------------

第2条第2項第2号中「大津市立北部子ども療育センター」を「大津市立北部こども療育センター」に改め、同号の表中「第4条第1項第1号」を「第4条第2項第1号ア」に、「第4条第1項第2号」を「第4条第2項第1号イ及び同項第2号」に改め、「及び同条第3項の相談支援」を削り、同項第3号中「大津市立東部子ども療育センター」を「大津市立東部こども療育センター」に改め、同号の表中「第4条第1項第1号」を「第4条第2項第1号ア」に、「同条第4項第2号に掲げるサービス」を「同条第3項の発達支援療育」に、「第4条第1項第2号」を「第4条第2項第1号イ及び同項第2号」に改め、「及び同条第4項第1号に掲げるサービス」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 大津市立やまびここども療育センター

事業所の名称	提供するサービス
やまびこ園	条例第4条第2項第1号アに掲げるサービス
やまびこ相談支援事業所	条例第4条第2項第1号イ及び同項第2号に掲げるサービス

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) やまびこ園 40人

第6条第1項を削り、同条第2項中「第6条第5項」を「第6条第4項」に、「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第6条第6項」を「第6条第5項」に、「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 障害児通所支援を利用しようとする者（条例第6条第7項第3号に掲げる者に限る。）及び発達支援療育を

利用しようとする者は、大津市立こども療育センター利用申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

第7条第1項を削り、同条第2項中「前条第2項」を「前条第1項」に、「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前条第3項」を「前条第2項」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、速やかに利用しようとする者及びその保護者と面接を行った上、利用の可否を決定し、大津市立こども療育センター利用可否決定通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

第8条第1項中「前条第2項」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「前条第2項」に改める。

第9条第1項を削り、同条第2項中「第7条第2項」を「第7条第1項」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第7条第3項」を「第7条第2項」に、「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第7条第3項の規定による決定を受けて障害児通所支援又は発達支援療育を利用している者は、当該サービスの利用を中止しようとするときは、大津市立こども療育センター利用中止届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

第10条第1項中「第7条第5項」を「第7条第3項」に改め、同項第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条の次に次の1項を加える。

(3) 障害児通所支援 1日につき350円。ただし、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第2号に掲げる通所給付決定保護者にあつては230円、同条第5号に掲げる通所給付決定保護者にあつては70円とする。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号 (第6条関係)

大津市立こども療育センター利用申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

保護者 住所
氏名
電話番号

{ わくわく教室
 やまびこ園
 のびのび教室 } を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 者	氏 名				生年月日	年	月	日生
	状 態							
	利 用 の 理 由							
利 用 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日						
利 用 種 別								
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	生 年 月 日			備 考		
			年 月 日生					
			年 月 日生					
			年 月 日生					
			年 月 日生					
			年 月 日生					

様式第4号を削り、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

大津市立こども療育センター利用可否決定通知書

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった { わくわく教室
やまびこ園
のびのび教室 } の利用について、次のとおり決定しましたので通知
します。

1 利用対象者

住所
氏名

2 利用種別

種別

3 利用の可否 可・否

4 利用決定期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 利用することができない場合、その理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第 7 号を削り、様式第 8 号を様式第 7 号とし、様式第 9 号を様式第 8 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第9号（第9条関係）

大津市立こども療育センター利用中止届

年 月 日

（宛先）

大津市長

保護者 住所
氏名

〔わくわく教室〕
〔やまびこ園〕 の利用を中止したいので、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第9条第3項
〔のびのび教室〕
の規定により、次のとおり届け出ます。

1 利用を中止する者

住所

氏名

2 利用種別

種別

3 利用中止年月日

年

月

日

4 利用中止理由

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第65号

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則(昭和39年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号中「および」を「及び」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同号ア中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「かえる」を「代える」に改め、同号イ中「または」を「若しくは」に、「もしくは、これらの写」を「又はこれらの写し」に改め、同号ウ中「者が」の次に「、非常勤消防団員の死亡時に、」を加え、「非常勤消防団員の死亡当時」を削り、「あった者」の次に「又はパートナー関係にあった者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓**令****大津市訓令第2号**

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第2条第11号中「小野支所長、」を削り、同条第12号中「、事務サポートセンター室長」を削り、「介護人材確保対策室長」を「介護・福祉人材確保対策室長」に、「比叡ふれあいセンター所長、北部子ども療育センター所長、東部子ども療育センター所長」を「北部子ども療育センター所長、やまびこ子ども療育センター所長、東部子ども療育センター所長」に、「、館長」を「、副所長、館長」に改める。

第6条の2第2項を削り、同条第3項中「又は建設部長」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第10条第2項及び第3項中「福祉部長、福祉部次長、子ども未来局長」を「子ども未来部長、子ども未来部次長」に、「福祉部長、福祉部次長又は子ども未来局長」を「子ども未来部長又は子ども未来部次長」に改める。

第11条第1項中「比叡ふれあいセンター所長、北部子ども療育センター所長、東部子ども療育センター所長」を「北部子ども療育センター所長、やまびこ子ども療育センター所長、東部子ども療育センター所長」に改める。

第16条第7項中第18号から第22号までを削り、第17号を第19号とし、第12号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 市民文化会館 文化振興課長

第16条第7項中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 多文化共生・国際室 企画調整課長

第16条第7項第19号の次に次の3号を加える。

(20) 介護・福祉人材確保対策室 介護・福祉施設課長

(21) 認知症施策推進室 長寿福祉課長

(22) やまびこ総合支援センター 障害福祉課長

第16条第7項中第34号を第43号とし、第28号から第33号までを9号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の9号を加える。

- (28) 子育てひろばゆめっこ こども・若者政策課長
 (29) 児童館 こども・若者政策課長
 (30) 保育園 幼保支援課長
 (31) 認定こども園 幼保支援課長
 (32) こども発達相談センター こどもの育ち支援課長
 (33) 北部こども療育センター こどもの育ち支援課長
 (34) やまびここども療育センター こどもの育ち支援課長
 (35) 東部こども療育センター こどもの育ち支援課長
 (36) こども家庭支援室 こども・子育て安心課長

別表第1号の表3の部11の項第3号中「以上」を「を超え」に改め、同項第4号中「未満」を「以下」に改め、別表第1号の表6の部1の項第2号中「100万円以上」を「150万円を超え」に改め、同項第3号中「100万円未満」を「150万円以下」に改め、別表第1号の表7の部3の項第4号中「以上」を「を超え」に改め、同項第5号中「未満」を「以下」に改め、同部8の項中「130万円」を「200万円」に、「50万円」を「100万円」に改め、別表第1号の表8の部1の項中「秘書課長」を削り、別表第2号政策調整部の表に次のように加える。

多文化共生・国際室	1 国際親善及び国際交流に関する事務	1 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消の決定	○								
-----------	--------------------	------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2号総務部の表契約検査課の部1の款4の項第4号中「以上」を「を超え」に改め、同項第5号中「未満」を「以下」に改め、同課の部2の款2の項第3号中「以上」を「を超え」に改め、同項第4号中「未満」を「以下」に改め、同款4の項第3号中「以上」を「を超え」に改め、同項第4号中「未満」を「以下」に改め、同課の部6の款1の項中「130万円」を「200万円」に改め、別表第2号福祉部（子ども未来局に属する課を除く。）の表中「福祉部（子ども未来局に属する課を除く。）」を「健康福祉部」に改め、同部の表福祉政策課の部1の款中1の項を削り、2の項を1の項とし、同部健康福祉部の表福祉指導監査課の部1の款1の項中「改善命令、」を削り、同課の部に次のように加える。

6 指定居宅サービス事業者等に関する事務	1 指定居宅サービス事業者等の指定並びに介護老人保健施設及び介護医療院の開設の許可			○						
	2 市外被保険者が市内の地域密着型サービス事業所等を利用する際の承認				○					
7 指定障害福祉サービス事業者等に関する事務	1 指定障害福祉サービス事業者等の指定			○						

別表第2号健康福祉部の表福祉指導監査課の部の次に次のように加える。

介護・福祉施設課	1 社会福祉施設の設置等に関する事務	1 社会福祉施設の設置、廃止又は変更の認可			○					福祉指導監査課長	
	2 介護保険	1 介護保険施設、			○					介護保険課	

	施設等に関する事務	特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者並びに地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の選定								長	
	3 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事務	1 特定施設整備基準事前協議結果の通知					○				
長寿福祉課	1 在宅老人対策に関する事務	1 地域支援事業等のサービスの給付の決定 2 老人福祉電話の貸与の決定					○				
	2 老人福祉施設特別日用品費に関する事務	1 支給の決定					○				

別表第2号健康福祉部の表障害福祉課の部3の款13の項を削り、同課の部中4の款及び5の款を削り、6の款を4の款とし、7の款及び8の款を削り、同号健康福祉部の表に次のように加える。

介護保険課	1 被保険者に係る事務	1 被保険者の資格の認定					○				
	2 要介護及び要支援認定に関する事務	1 申請者の心身の状況等の調査の実施 2 主治医の意見を求める旨の決定 3 医師の診断を受けるべきことの命令 4 大津市介護認定審査会への審査判定の依頼 5 認定並びに認定の取消し及び認定の実施の延期					○		○		
	3 介護保険給付に関する事務	1 第三者行為に係る損害賠償に関する請求の決定 2 不正、不当利得に関する返還請求の決定					○				

		3 居宅介護、支援サービス費種類支給限度基準に係る勧告 4 居宅介護サービス費等の額の特例の決定 5 基準該当居宅サービスの審査の決定 6 高額介護サービス費支払資金の貸付けの決定 7 現物給付以外の保険給付費等の支給の決定 8 現物給付に係る保険給付費及び審査手数料の支払の決定 9 保険給付の制限の決定					○				
保険年金課	1 国民健康保険に関する事務 2 第三者行為に係る損害賠償に関する事務 3 不正、不当利得に関する事務 4 福祉医療等に関する事務 5 高額療養費支払資金の運用に関する事務 6 国民年金被保険者に関する事務	1 保険料率の決定 2 被保険者の資格の認定 3 現物給付以外の医療費等の支給の決定 1 請求の決定 1 返還請求の決定 1 受給資格の認定 2 医療費等の支給の決定 1 高額療養費支払資金の貸付けの決定 1 資格の得喪、変更等の届出に係る報告	○							財政課長	
保健総務課	1 墓地等の経営に関する事務	1 経営の許可又は廃止若しくは変更の許可 (1) 重要なもの (2) その他のもの	○			○					

		2 施設の整備改善又は使用の制限若しくは禁止の命令 (1) 重要なもの (2) その他のもの	○		○						
地域医療政策課	1 地方独立行政法人に関する事務	1 認可 (1) 重要なもの (2) その他のもの 2 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の通知、公表及び報告	○ ○		○					財政課長	
衛生課	1 と畜場法に関する事務	1 と畜場の設置の許可 (1) 一般と畜場 (2) 簡易と畜場 2 と畜場において処理することができる獣畜の種類及び1日当たりの頭数の制限 3 衛生管理責任者及び作業衛生責任者の解任の命令 4 と畜場使用料及びと殺解体料の額の認可並びにこれらの額の変更の認可 5 と畜場以外の場所において獣畜をと殺又は解体する場合における場所等の指示 6 と殺獣畜等の検査の実施 7 と畜場の設置者等からの報告の徴収及び立入検査の実施の決定 8 と殺解体の禁止等の措置の決定 9 と畜場設置許可の取消し	○		○ ○ ○ ○ ○ ○						

		(1) 一般と畜場 (2) 簡易と畜場 10 と畜場の施設の 使用の制限又は 停止の命令 11 と殺若しくは 解体の業務の停 止又は禁止 2 牛海綿状脳症 対策特別措置法に 関する事務 1 牛海綿状脳症 に係る検査の実 施 2 牛の特定部位 を学術研究の用 に供する場合の 許可	○			○	○						
健康推進課	1 健康増進 に関する事務 2 健康づく り事業に関 する事務	1 保健事業の実 施の決定 1 実施の決定					○						

別表第2号福祉部（子ども未来局に属する課に限る。）の表中「福祉部（子ども未来局に属する課に限る）」を「子ども未来部（子ども総合支援局に属する課を除く）」に改め、同部の表を次のように改める。

組織名	事務の種類	項目	決裁権者							合議先	備考
			市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長		
								グループリーダー			
幼保支援課	1 家庭的保育事業等の指導監査に関する事務	1 改善命令、勧告等 (1) 重要なもの (2) その他のもの			○		○			保育入所課長	
保育入所課	1 保育施設等の利用の調整及び要請に関する事務	1 保育施設等の利用の可否の決定					○				
	2 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給認定に関する事務	1 支給の認定及び利用者負担額の決定					○				
	3 子どものための教育	1 子どものための教育・保育給					○				

[illegible]

	育施設の指導監督に関する事務	告等 (1) 重要なもの (2) その他のもの			○		○				
子育て支援給付課	1 児童手当に関する事務	1 受給資格の認定及び額の決定 2 支給の制限の決定					○				
	2 妊婦のための支援給付に関する事務	1 妊婦のための支援給付の認定及び支給					○				
	3 母子、父子及び寡婦福祉に関する事務	1 母子父子寡婦福祉資金の貸付け及び償還の決定 (1) 新規貸付又は貸付金の増額の決定 ア 貸付金額100万円以上のもの イ 貸付金額100万円未満のもの (2) 継続貸付の決定 (3) 貸付金の減額の決定 (4) 違約金の免除の決定 (5) 償還金の免除の決定 (6) 償還金の一時償還の請求及び支払猶予、据置期間の延長その他償還方法の変更の決定 (7) 貸付けの停止の決定 2 寡婦福祉住宅への入居及び退去の決定 3 交通災害等遺児年金の支給の決定			○		○				
	4 母子家庭等日常生活支援に関する事務	1 対象家庭の選定					○				
	5 母子家庭等自立支援	1 自立支援教育訓練給付金の受					○				

別表第2号健康保険部の表中「健康保険部」を「こども未来部（こども総合支援局に属する課に限る。）」に改め、同部の表を次のように改める。

組織名	事務の種類	項目	決裁権者							合議先	備考
			市長	副市長	部長	次長	局長	課長	課長補佐		

第2条第2項中「福祉部長、健康保険部長」を「健康福祉部長、こども未来部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

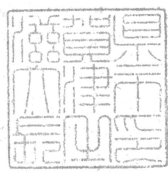
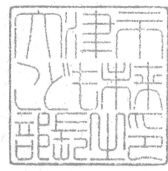
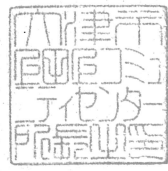
大津市告示第109号

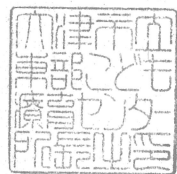
公印を新調し、廃止し、及び改刻したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 新調
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長之印	北部こども療育センター、やまびここども療育センター及び東部こども療育センターのサービスの利用契約書用	やまびここども療育センター所長	令和7年4月1日	
大津市健康福祉部長之印	健康福祉部長名をもって発する文書用	福祉政策課長	令和7年4月1日	
大津市こども未来部長之印	こども未来部長名をもって発する文書用	こども・若者政策課長	令和7年4月1日	
大津市上田上コミュニティセンター所長之印	上田上コミュニティセンターの使用許可書その他の上田上コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	上田上コミュニティセンター所長	令和7年4月1日	
大津市子育てひろばゆめっこ所長之印	子育てひろばゆめっこ所長名をもって発する文書用	子育てひろばゆめっこ所長	令和7年4月1日	

大津市立北部こども療育センター所長之印	北部こども療育センター所長名をもって発する文書用	北部こども療育センター所長	令和7年4月1日	
大津市立やまびここども療育センター所長之印	やまびここども療育センター所長名をもって発する文書用	やまびここども療育センター所長	令和7年4月1日	
大津市立東部こども療育センター所長之印	東部こども療育センター所長名をもって発する文書用	東部こども療育センター所長	令和7年4月1日	
大津市こども発達相談センター所長之印	こども発達相談センター所長名をもって発する文書用	こども発達相談センター所長	令和7年4月1日	

2 廃止 職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用廃止期日	印 影
大津市福祉部長之印	福祉部長名をもって発する文書用	福祉政策課長	令和7年4月1日	
大津市健康保険部長之印	健康保険部長名をもって発する文書用	長寿政策課長	令和7年4月1日	

大津市子育て総合支援センター所長之印	子育て総合支援センター所長名をもって発する文書用	子育て総合支援センター所長	令和7年4月1日	
大津市比叡ふれあいセンター所長之印	比叡ふれあいセンター所長名をもって発する文書用	比叡ふれあいセンター所長	令和7年4月1日	
大津市立やまびこ園長之印	やまびこ園長名をもって発する文書用	やまびこ園長	令和7年4月1日	
大津市立北部子ども療育センター所長之印	大津市立北部子ども療育センター所長名をもって発する文書用	北部子ども療育センター所長	令和7年4月1日	
大津市立東部子ども療育センター所長之印	大津市立東部子ども療育センター所長名をもって発する文書用	東部子ども療育センター所長	令和7年4月1日	
大津市子ども発達相談センター所長之印	子ども発達相談センター所長名をもって発する文書用	子ども発達相談センター所長	令和7年4月1日	

3 改刻
職印

公印の名称	用 途	管守者	使用開始期日	印 影
-------	-----	-----	--------	-----

大津市福祉事務所長之印	福祉事務所長名をもって発する文書及び証明書用	福祉政策課長	令和7年4月1日	新
				旧

大津市告示第110号

平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

表比叡ふれあいセンターの項を削り、同表大石コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

上田上コミュニティセンター	大会議室	124.00	1時間につき 500	蛍光灯40W10個 LED灯15.9W3個	机、いす	80人
	小会議室	37.00	1時間につき 130	蛍光灯40W8個	机、いす	20人

大津市告示第111号

平成20年告示第138号（要保護児童対策地域協議会の設置について）の一部を次のとおり改正する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第2項中「大津市福祉子ども部子ども家庭課子ども家庭相談室」を「大津市こども未来部こども総合支援局こども・子育て安心課」に改め、第3項の表中「大津健康福祉センター」を「滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター」に、「社団法人大津市医師会」を「公益社団法人大津市医師会」に、「社団法人大津市歯科医師会」を

「一般社団法人大津市歯科医師会」に、

要保護児童の適切な保護を図るため市長が必要と認める法人

大津市民生委員児童委員協議会連合会

大津市里親会

第2号

第3号

第3号

を

特定非営利活動法人大津市里親会

要保護児童の適切な保護を図るため市長が必要と認

大津市民生委員児童委員協議会連合会

	第2号
める法人	第2号
	第3号

に改める。

」

規則
教育委員会規則

大津市立幼稚園再編等検討委員会規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐藤健司
大津市教育委員会教育長 島崎輝久

大津市規則
大津市教育委員会規則 第1号

大津市立幼稚園再編等検討委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）第4条の規定に基づき、大津市立幼稚園再編等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、市立幼稚園の再編等に関する基本方針及び計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、こども未来部こども・若者政策課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計管理者訓令

大津市会計管理者訓令第1号

大津市会計管理者事務専決規程（平成9年收入役訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市会計管理者 初田久徳

第3条第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に、「支払い」を「支払」に改め、同条第2号中「支払い」を「支払」に改める。

第4条第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に、「支払い」を「支払」に改め、同条第2号中「支払い」を「支払」に改め、同条第3号中「支払い」を「支払」に改め、同号中カを削り、キをカとし、クからコまでをキからケまでとし、同条第8号中「支払い」を「支払」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

福 祉 事 務 所 訓 令

大津市福祉事務所訓令第1号

大津市福祉事務所事務決裁規程（昭和59年福祉事務所訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市福祉事務所長 大 石 達 也

別表第2号の表長寿政策課の部中「長寿政策課」を「長寿福祉課」に改め、同号の表障害福祉課の部1の款2の項及び3の項中「決定」の次に「及びその解除の決定」を加え、同課の部3の款1の項及び2の項中「決定」

「
の次に「及びその解除の決定」を加え、同課の部3の款1の項及び2の項中「決定」
」

○ に改め、同課の部4の款及び5の款を次のように改める。
」

4 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に関する事務	1 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等の支給の決定						
	(1) 重要なもの				○		
	(2) その他のもの						○
	2 法第21条の5の7第1項の規定による障害児通所給付費等の支給の要否の決定						
	(1) 重要なもの	○				○	
	(2) その他のもの				○		
	3 法第21条の5の8第2項の規定による障害児通所給付費等の支給決定の変更						
	(1) 重要なもの	○				○	
	(2) その他のもの				○		
	4 法第21条の5の9第1項の規定による障害児通所給付費等の支給決定の取消し	○					
	5 法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費の支給の決定						
	(1) 重要なもの	○				○	
	(2) その他のもの						
	6 法第21条の5の13第1項に規定する満18歳から満20歳までの者に対する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給の決定						
	(1) 重要なもの	○				○	
	(2) その他のもの					○	
	7 法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療費の支給の決定					○	
	8 法第21条の6の規定による障害福祉サービスの提供等の措置の決定及びその解除の決定	○					

	9 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費の支給の決定 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 10 法第24条の27第1項に規定する特例障害児相談支援給付費の支給の決定 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 11 法第56条第2項に規定する費用の徴収 ○					
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に関する事務	1 法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給の決定 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 2 法第21条第1項の規定による障害支援区分の認定 ○ 3 法第22条第1項の規定による介護給付費等の支給の要否の決定 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 4 法第24条第2項の規定による支給決定の変更 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 5 法第25条第1項の規定による支給決定の取消し ○ 6 法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給の決定 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 7 法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費の支給の決定 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 8 法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付費等の支給の決定 ○ 9 法第51条の7第1項の規定による地域相談支援給付費等の支給の要否の決定 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 10 法第51条の9の規定による地域相談支援給付費等の支給決定の変更 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 11 法第51条の10第1項の規定による地域相談支援給付費等の支給決定の取消し ○ 12 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給の決定 (1) 重要なもの ○ (2) その他のもの ○ 13 法第51条の18第1項に規定する特					○

	例計画相談支援給付費の支給の決定					
	(1) 重要なもの	○				
	(2) その他のもの			○		
14	法第54条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療を除く。）の支給認定			○		
15	法第56条第2項の規定による自立支援医療（精神通院医療を除く。）の支給認定の変更			○		
16	法第57条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療を除く。）の支給認定の取消し	○				
17	法第67条第5項の規定による通知			○		
18	法第70条第1項に規定する療養介護医療費の支給の決定			○		
19	法第71条第1項に規定する基準該当療養介護医療費の支給の決定			○		
20	法第76条第1項に規定する補装具費の支給の決定					
	(1) 重要なもの	○				
	(2) その他のもの			○		
21	法第76条の2に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給の決定					
	(1) 重要なもの	○				
	(2) その他のもの			○		

別表第2号の表子ども家庭課の部中「子ども家庭課」を「子育て支援給付課」に改め、同号の表子ども・子育て安心課の部中「子ども・子育て安心課」を「こども・子育て安心課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第2号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市立上田上公民館長之印の項を次のように改める。

削除	49	48	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第2職印の項第48号を次のように改める。

(48)

削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第3号

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第5第1項の表50の項から157の項までを次のように改める。

50	37	1
51	38	1
52	38	1
53	39	1
54	39	1
55	40	1
56	40	1
57	41	1
58	42	1
59	43	1
60	44	1
61	45	1
62	45	2
63	46	3
64	46	4
65	47	5
66	47	6
67	48	7
68	48	8
69	49	9
70	49	10
71	50	11
72	50	12
73	51	13
74	51	14
75	52	15
76	52	16
77	53	17
78	53	18
79	53	19
80	54	20
81	54	21

82	54	22
83	55	23
84	55	24
85	55	25
86	56	26
87	56	27
88	56	28
89	57	29
90	57	30
91	58	31
92	58	32
93	59	33
94	59	34
95	60	35
96	60	36
97	61	37
98	61	37
99	61	38
100	61	38
101	62	39
102	62	39
103	62	40
104	62	40
105	63	41
106	63	42
107	63	43
108	63	44
109	64	45
110	64	45
111	64	46
112	64	46
113	65	47
114	65	47
115	65	48
116	65	48
117	66	49
118	66	50

119	66	51
120	66	52
121	67	53
122	67	53
123	67	54
124	67	54
125	68	55
126		55
127		56
128		56
129		57
130		57
131		58
132		58
133		59
134		59
135		60
136		60
137		61
138		61
139		62
140		62
141		63
142		63
143		64
144		64
145		65
146		65
147		66
148		66
149		67
150		68
151		68
152		68
153		68
154		69

155		69
156		69
157		69

別表第5第2項の表50の項から157の項までを次のように改める。

50	37	1	1
51	38	1	1
52	38	1	1
53	39	1	1
54	39	1	1
55	40	1	1
56	40	1	1
57	41	1	1
58	42	1	1
59	43	1	1
60	44	1	1
61	45	1	1
62	45	2	1
63	46	3	2
64	46	4	2
65	47	5	3
66	47	6	3
67	48	7	4
68	48	8	4
69	49	9	5
70	49	10	5
71	50	11	5
72	50	12	5
73	51	13	5
74	51	14	6
75	52	15	6
76	52	16	6
77	53	17	6
78	53	18	6
79	53	19	7
80	54	20	7
81	54	21	7

82	54	22	
83	55	23	
84	55	24	
85	55	25	
86	56	26	
87	56	27	
88	56	28	
89	57	29	
90	57	30	
91	58	31	
92	58	32	
93	59	33	
94	59	34	
95	60	35	
96	60	36	
97	61	37	
98	61	37	
99	61	38	
100	61	38	
101	62	39	
102	62	39	
103	62	40	
104	62	40	
105	63	41	
106	63	42	
107	63	43	
108	63	44	
109	64	45	
110	64	45	
111	64	46	
112	64	46	
113	65	47	
114	65	47	
115	65	48	
116	65	48	
117	66	49	

118	66	50	
119	66	51	
120	66	52	
121	67	53	
122	67	53	
123	67	54	
124	67	54	
125	68	55	
126		55	
127		56	
128		56	
129		57	
130		57	
131		58	
132		58	
133		59	
134		59	
135		60	
136		60	
137		61	
138		61	
139		62	
140		62	
141		63	
142		63	
143		64	
144		64	
145		65	
146		65	
147		66	
148		66	
149		67	
150		68	
151		68	
152		68	
153		68	

154		69	
155		69	
156		69	
157		69	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 令和7年4月1日に昇格した職員については、当該昇格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号給を同日の前日に受けていたものとみなして大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第8条の2の規定を適用する。

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第4号

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則

大津市奨学資金給与条例施行規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「福祉部長」を「こども未来部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

大津市教育委員会訓令第1号

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程（平成26年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

別表人事課の部４の款を次のように改める。

4 幼稚園の職員の服務に関する事務	1 職務に専念する義務の免除				○		
	2 職員団体の業務に専従することの許可				○		
	3 営利企業等に従事することの許可	○					
	4 介護休暇、介護時間、子育て支援時間及び特別養子縁組休暇の承認						
	(1) 課長相当職位	○					
	(2) その他の職員				○		
	5 療養命令及びその解除				○		
	6 休業（部分休業を含む。）の承認						
	(1) 課長相当職位	○					
	(2) その他の職員				○		

別表保育幼稚園課の部中「保育幼稚園課」を「保育入所課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第1号

平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

第1項の表上田上公民館の項を削る。

大津市教育委員会告示第2号

平成26年教育委員会告示第1号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

本則に次の1号を加える。

(12) 市立幼稚園の在り方の検討に関すること。

教 育 委 員 会 教 育 長 告 示

大津市教育委員会教育長告示第1号

公印を廃止したので、大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）第5条において準用する大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用廃止期日	印 影
大津市立上田上公民館 長之印	館長名をもって発する 文書用	上田上公民館 長	令和7年4月 1日	